

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口

佐賀市、白石町及び柳川市における人口の推移は表 3.2-1 に示すとおりである。人口はいずれの市町もわずかに減少傾向となっている。

表 3.2-1 人口の推移（令和元年度～令和5年度）

行政区分\年次		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
佐賀県	佐賀市	人口 [人]	233,514	232,582	232,113	231,248	229,840
		世帯数 [世帯]	96,833	97,723	97,544	98,471	99,042
		人口密度 [人/km ²]	540.7	538.6	537.5	535.5	532.3
	白石町	人口 [人]	22,379	21,984	21,742	21,380	21,015
		世帯数 [世帯]	7,232	7,288	7,272	7,258	7,323
		人口密度 [人/km ²]	224.8	220.8	218.4	214.7	211.1
福岡県	柳川市	人口 [人]	64,705	64,540	63,551	62,764	—
		世帯数 [世帯]	24,175	23,897	24,209	24,394	—
		人口密度 [人/km ²]	838.7	836.6	823.7	813.5	—

注1. 各年10月1日の値を示す。

注2. 「—」は公表なし。

出典：「推計人口（月報・年報）」（佐賀県さが統計情報館 HP）

<https://www.pref.saga.lg.jp/toukei/list01601.html>

「福岡県 人口移動調査 福岡県の人口と世帯年報」（福岡県オープンデータサイト HP）

https://ckan.open-governmentdata.org/dataset/401000_jinkoidouchousa-jinkousetai

(2) 産業

1) 産業構造

佐賀市、白石町及び柳川市における産業別民営事業所数及び従業者数は表 3.2-2 に示すとおりである。いずれの市町も第3次産業の占める割合が多い。

表 3.2-2 産業別民営事業所数及び従業者数

産業分類		佐賀県				福岡県	
		佐賀市		白石町		柳川市	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
第一次産業	農林漁業	95	1,105	33	353	38	336
第二次産業	鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—
	建設業	926	8,041	124	679	283	1,917
	製造業	553	11,830	41	630	298	3,372
	小計	1,479	19,871	165	1,309	581	5,289
第三次産業	電気・ガス・熱 供給・水道業	49	835	4	20	6	44
	情報通信業	131	2,650	3	15	3	5
	運輸業、郵便業	183	4,146	15	466	49	1,088
	卸売業・小売業	2,894	23,341	243	1,783	760	5,020
	金融業・保険業	276	4,235	14	103	43	433
	不動産業、物品 賃貸業	646	2,254	23	68	118	283
	学術研究，専 門・技術サービ ス業	582	3,757	19	52	86	373
	宿泊業，飲食サ ービス業	1,390	10,780	83	374	284	2,156
	生活関連サー ビス業，娯楽業	1,016	4,572	88	190	234	700
	教育，学習支援 業	594	9,462	35	470	109	1,409
	医療，福祉	1,165	22,656	104	2,044	273	4,854
	複合サービス 事業	77	1,244	15	180	24	331
	サービス業(他 に分類されな いもの)	1,140	11,320	98	269	236	1,014
	小計	10,143	101,252	744	6,034	2,225	17,710
合計	11,717	122,228	942	7,696	2,844	23,335	

注1. 令和3年6月1日の値を示す。

出典：「令和3年経済センサス - 活動調査（佐賀県、福岡県）」（経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室）<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200553&tstat=000001145590&metadata=1&data=1>

2) 農業

佐賀市、白石町及び柳川市における農家数及び経営耕地面積の推移は表 3.2-3 に示すとおりである。農家数について、いずれの市町においても減少傾向となっている。経営耕地面積についてはいずれの市町においても田が最も多い。

表 3.2-3 (1) 対象事業実施区域及びその周囲における農家数の推移

行政区分\年次			就業人口[人]	農家数[戸]						自給的農家数
				総農家	販売農家					
					専業農家	専兼業別				
						兼業農家	第1種兼業	第2種兼業		
佐賀県	佐賀市	平成 22 年	4,823	3,426	2,648	760	1,888	640	1,248	778
		平成 27 年	4,021	3,030	2,340	809	1,531	458	1,073	690
		令和 2 年	5,337	2,662	2,095	—	—	—	—	567
	白石町	平成 22 年	3,906	2,033	1,867	597	1,270	754	516	166
		平成 27 年	3,149	1,762	1,613	597	1,016	450	566	149
		令和 2 年	3,629	1,490	1,375	—	—	—	—	115
福岡県	柳川市	平成 22 年	1,506	1,786	944	260	684	144	540	842
		平成 27 年	1,252	1,327	716	286	430	111	319	611
		令和 2 年	1,487	1,079	612	—	—	—	—	467

表 3.2-3 (2) 対象事業実施区域及びその周囲における経営耕地面積の推移

行政区分\年次			経営耕地面積[ha]			
			総数	田	畑	樹園地
佐賀県	佐賀市	平成 22 年	10,821	10,253	275	294
		平成 27 年	10,477	9,987	249	241
		令和 2 年	10,454	10,060	153	241
	白石町	平成 22 年	5,511	5,168	322	21
		平成 27 年	5,661	5,299	344	18
		令和 2 年	4,629	4,283	334	13
福岡県	柳川市	平成 22 年	3,445	3,390	37	17
		平成 27 年	3,748	3,714	19	14
		令和 2 年	3,808	3,764	33	10

注 1. 各年 2 月 1 日の値を示す。

注 2. 佐賀市の合併状況：平成 19 年 10 月 1 日 川副町、東与賀町、久保田町

柳川市の合併状況：平成 17 年 3 月 21 日 旧柳川市、旧大和町、旧三橋町

注 3. 専兼業別統計については、2020 年農林業センサスから調査項目の削減となった。

出典：「2010 年～2020 年農林業センサス（佐賀県、福岡県）」（農林水産省 HP）

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>

3) 漁業

佐賀市、白石町及び柳川市における漁業の推移は表 3.2-4 に示すとおりである。経営組織別経営体数についていずれの市町においても、減少傾向である。

表 3.2-4 対象事業実施区域及びその周囲における漁業の推移

行政区分\年次			経営組織別経営体数		漁業就業人口 [人]	漁船数 [隻]
			総数	個人		
佐賀県	佐賀市	平成 20 年	563	500	1,782	2,973
		平成 25 年	516	464	1,693	2,513
		平成 30 年	466	430	1,420	2,441
	白石町	平成 20 年	142	131	344	421
		平成 25 年	117	114	304	387
		平成 30 年	97	96	247	447
福岡県	柳川市	平成 20 年	822	821	2,013	1,893
		平成 25 年	694	672	1,681	2,016
		平成 30 年	558	541	1,397	1,623

注 1. 各年 11 月現在の値を示す。

注 2. 佐賀市の合併状況：平成 19 年 10 月 1 日 川副町、東与賀町、久保田町

柳川市の合併状況：平成 17 年 3 月 21 日 旧柳川市、旧大和町、旧三橋町

出典：「2008～2018 年漁業センサス」（農林水産省 HP）<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/>

4) 工業

佐賀市、白石町及び柳川市における工業の推移は表 3.2-5 に示すとおりである。佐賀市及び柳川市において、事業所数及び従業員数の推移は減少傾向であるが、製造品出荷額等においては平成 28 年から令和元年にかけて増加傾向であったが、令和 2 年では減少している。一方白石町において、事業所数及び従業員数の推移はおおむね横ばいであるが、製造品出荷額等においては平成 28 年から平成 29 年にかけて増加傾向であったが、平成 30 年以降は減少している。

表 3.2-5 対象事業実施区域及びその周囲における工業の推移

行政区分\年次		事業所数[所]	従業者数[人]	製造品出荷額等[万円]	
佐賀県	佐賀市	平成 28 年	268	10,627	27,864,622
		平成 29 年	264	10,635	28,653,935
		平成 30 年	255	10,165	29,634,759
		令和元年	254	10,045	31,170,844
		令和 2 年	238	10,180	29,240,396
	白石町	平成 28 年	13	603	612,623
		平成 29 年	15	672	715,693
		平成 30 年	15	711	675,986
		令和元年	15	645	670,481
		令和 2 年	12	617	649,488
福岡県	柳川市	平成 28 年	150	3,067	4,713,123
		平成 29 年	146	3,012	5,148,993
		平成 30 年	144	2,998	5,148,359
		令和元年	136	2,967	5,254,193
		令和 2 年	125	2,713	4,811,777

注 1. 事業所数及び従業者数は、各年 6 月 1 日現在の値を示す。製造品出荷額等は、各年 1～12 月の実績を示す。

注 2. 平成 28～令和元年は「工業統計調査」を、令和 2 年は、「令和 3 年経済センサス-活動調査」を基に集計。

出典：「工業統計調査」（経済産業省 HP）

「令和 3 年経済センサス-活動調査」（経済産業省 HP）

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html>

5) 商業

佐賀市、白石町及び柳川市における商業の推移は表 3.2-6 に示すとおりである。事業所数において、佐賀市及び柳川市では平成 26 年から平成 28 年にかけて増加傾向であったが、令和 3 年では減少している。白石町ではおおむね横ばいとなっている。従業員数において、佐賀市及び柳川市では平成 26 年から平成 28 年にかけて増加傾向であったが、令和 3 年では減少している。白石町では平成 26 年から令和 3 年にかけて減少している。年間販売額において、佐賀市では増加傾向であるが、白石町では平成 26 年から平成 28 年にかけて減少傾向であったが、令和 3 年では増加している。柳川市では、平成 26 年から平成 28 年にかけて増加傾向であったが、令和 3 年では減少している。

表 3.2-6 対象事業実施区域及びその周囲における商業の推移

行政区分\年次			事業所数[店]			従業者数[人]			年間販売額[百万円]		
			総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
佐賀県	佐賀市	平成 26 年	2,477	567	1,910	18,640	5,419	13,221	528,007	279,089	248,918
		平成 28 年	2,597	592	2,005	20,276	5,589	14,687	574,556	284,574	289,981
		令和 3 年	2,495	569	1,926	20,159	5,212	14,947	596,768	289,311	307,457
	白石町	平成 26 年	231	41	190	1,584	566	1,018	37,023	19,946	17,077
		平成 28 年	223	33	190	1,501	426	1,075	29,925	11,932	17,994
		令和 3 年	227	36	191	1,440	422	1,018	32,916	17,007	15,909
福岡県	柳川市	平成 26 年	719	145	574	4,210	1,009	3,201	100,825	52,592	48,233
		平成 28 年	738	149	589	4,579	1,201	3,378	105,213	46,657	58,556
		令和 3 年	678	133	545	4,191	931	3,260	99,329	47,842	51,487

注 1. 従業者及び就業者について、平成 26 年 7 月 1 日現在、平成 28 年 6 月 1 日現在の値を示す。年間商品販売額について、各年 1 月～12 月の実績を示す。

注 2. 平成 26 年は「商業統計調査」、平成 28 年は「平成 28 年経済センサス-活動調査」、令和 3 年は「令和 3 年経済センサス-活動調査」を基に集計。

出典：「商業統計調査」（経済産業省 HP）

「平成 28 年経済センサス-活動調査」（経済産業省 HP）

「令和 3 年経済センサス-活動調査」（経済産業省 HP）

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-2.html>

6) 林業

佐賀市、白石町及び柳川市における現況森林面積の推移は表 3.2-7 に示すとおりである。

なお、柳川市には国有林野や民有林野はない。総林野面積は佐賀市では減少し、白石町ではおおむね横ばいである。

表 3.2-7 対象事業実施区域及びその周囲における現況森林面積の推移

行政区分\年次		総林野面積[ha]	国有林野面積[ha]	民有林野面積[ha]	
佐賀県	佐賀市	平成 22 年	18,027	3,295	14,732
		平成 27 年	17,804	3,111	14,693
		令和 2 年	17,645	3,106	14,539
	白石町	平成 22 年	1,032	174	858
		平成 27 年	1,067	175	892
		令和 2 年	1,065	175	890
福岡県	柳川市	平成 22 年	—	—	—
		平成 27 年	—	—	—
		令和 2 年	—	—	—

注 1. 各年 2 月 1 日の値を示す。

佐賀市の合併状況：平成 19 年 10 月 1 日 川副町、東与賀町、久保田町

出典：「2010～2020 年農林業センサス（佐賀県、福岡県）」（農林水産省 HP）

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

佐賀市、白石町及び柳川市における土地利用（民有地）の現況は、表 3.2-8 に示すとおりである。いずれの市町においても、田が占める割合が最も多い。

表 3.2-8 対象事業実施区域及びその周囲における民有地面積と割合

項目	令和2年				令和3年		
	佐賀県 佐賀市		佐賀県 白石町		福岡県 柳川市		
	面積[ha]	構成比[%]	面積[ha]	構成比[%]	面積[ha]	構成比[%]	
総数	26,176	100.0	7,301	100.0	5,302.1	100.0	
地目区分	田	10,598	40.5	5,174	70.9	3,844.5	72.5
	畑	1,202	4.6	641	8.8	42.5	0.8
	宅地	3,806	14.5	655	9.0	1,282.8	24.2
	山林	9,227	35.2	612	8.4	—	—
	原野	645	2.5	112	1.5	—	—
	雑種地	—	—	—	—	132.2	2.5
	その他	699	2.7	108	1.5	—	—

注1. 各年1月1日現在の値を示す。

注2. 市町の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外の土地（官、公有地、公共用地、墳墓地、公共用水路、用悪水路、ため池、保安林、学校用地及び神社・寺院などの境内など）を除く。また、端数処理により、計が合わない場合がある。

出典：「佐賀県統計年鑑（令和3年版）」（さが統計情報館 HP）

<https://www.pref.saga.lg.jp/toukei/list01625.html>

「福岡県統計年鑑 令和3年版（2021年版）」（福岡県オープンデータサイト HP）

<https://ckan.open-governmentdata.org/dataset/e7c5c051-2852-4fda-a6cf-a08cd624badc>

(2) 土地利用規制の現況

佐賀市、白石町及び柳川市における都市計画用途地域の面積は表 3.2-9、対象事業実施区域及びその周囲における指定状況は図 3.2-1、図 3.2-2 に示す。

対象事業実施区域は市街化調整区域となっている。

表 3.2-9 対象事業実施区域及びその周囲における都市計画用途地域の面積

単位：ha

区分	行政区分	佐賀県		福岡県
		佐賀市	白石町	柳川市
都市計画区域		22,085	2,448	7,715
市街化区域		2,955	—	—
市街化調整区域		19,130	—	—
	合計	2,955.1	—	759.0
用途地域	第1種低層住居専用地域	332.4	—	—
	第2種低層住居専用地域	10.2	—	—
	第1種中高層住居専用地域	601.8	—	36.2
	第2種中高層住居専用地域	151.1	—	27.8
	第1種住居地域	782.9	—	477.7
	第2種住居地域	145.1	—	39.8
	準住居地域	98.6	—	2.0
	近隣商業地域	196.6	—	30.4
	商業地域	167.8	—	66.3
	準工業地域	349.1	—	78.8
	工業地域	77.6	—	—
工業専用地域	41.9	—	—	

注1. 令和4年3月31日現在の値を示す。

出典：「令和4年都市計画現況調査」（国土交通省 HP）

https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000183.html

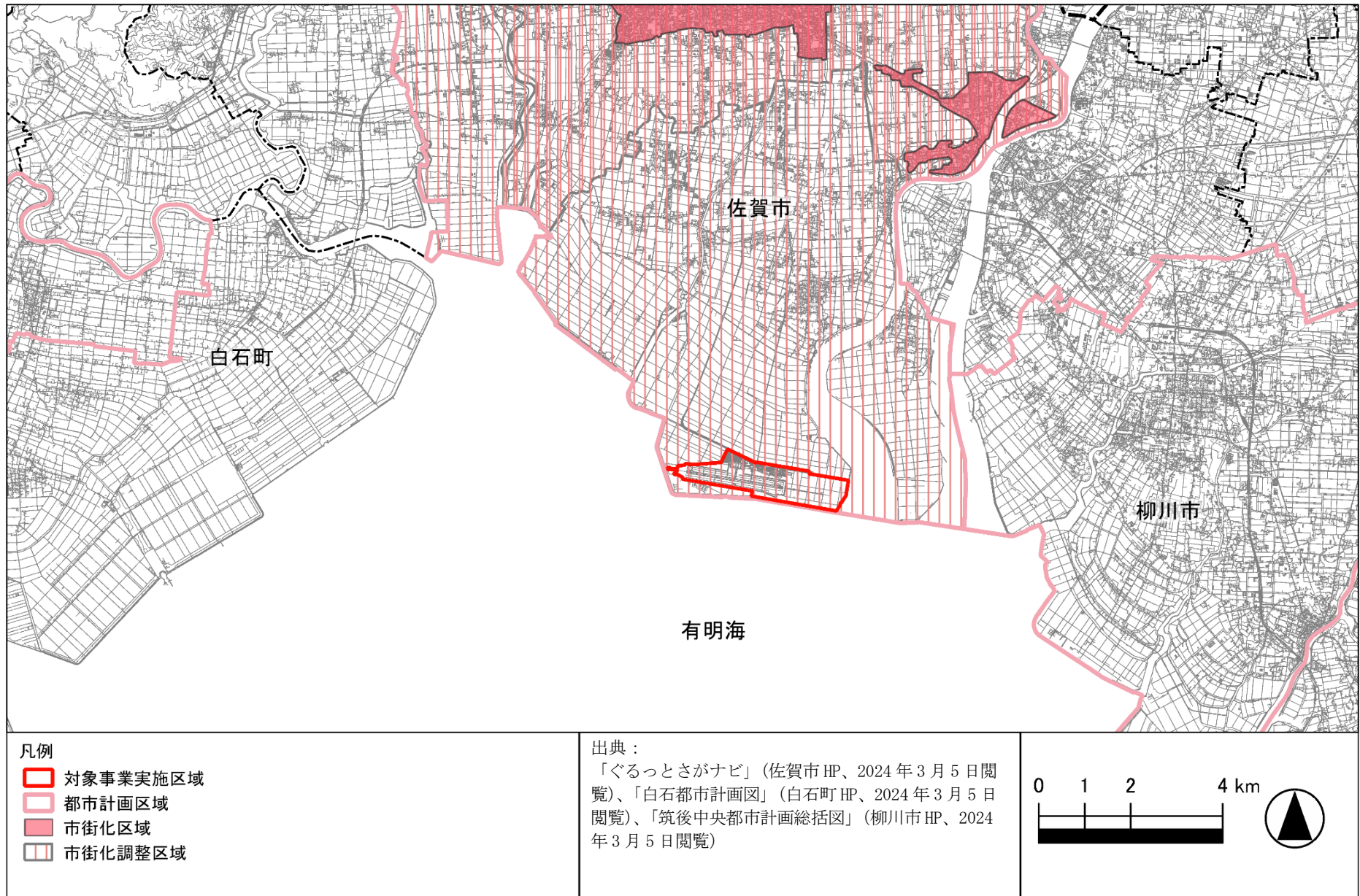


図 3.2-1 対象事業実施区域及びその周囲における都市計画区域の指定の現況

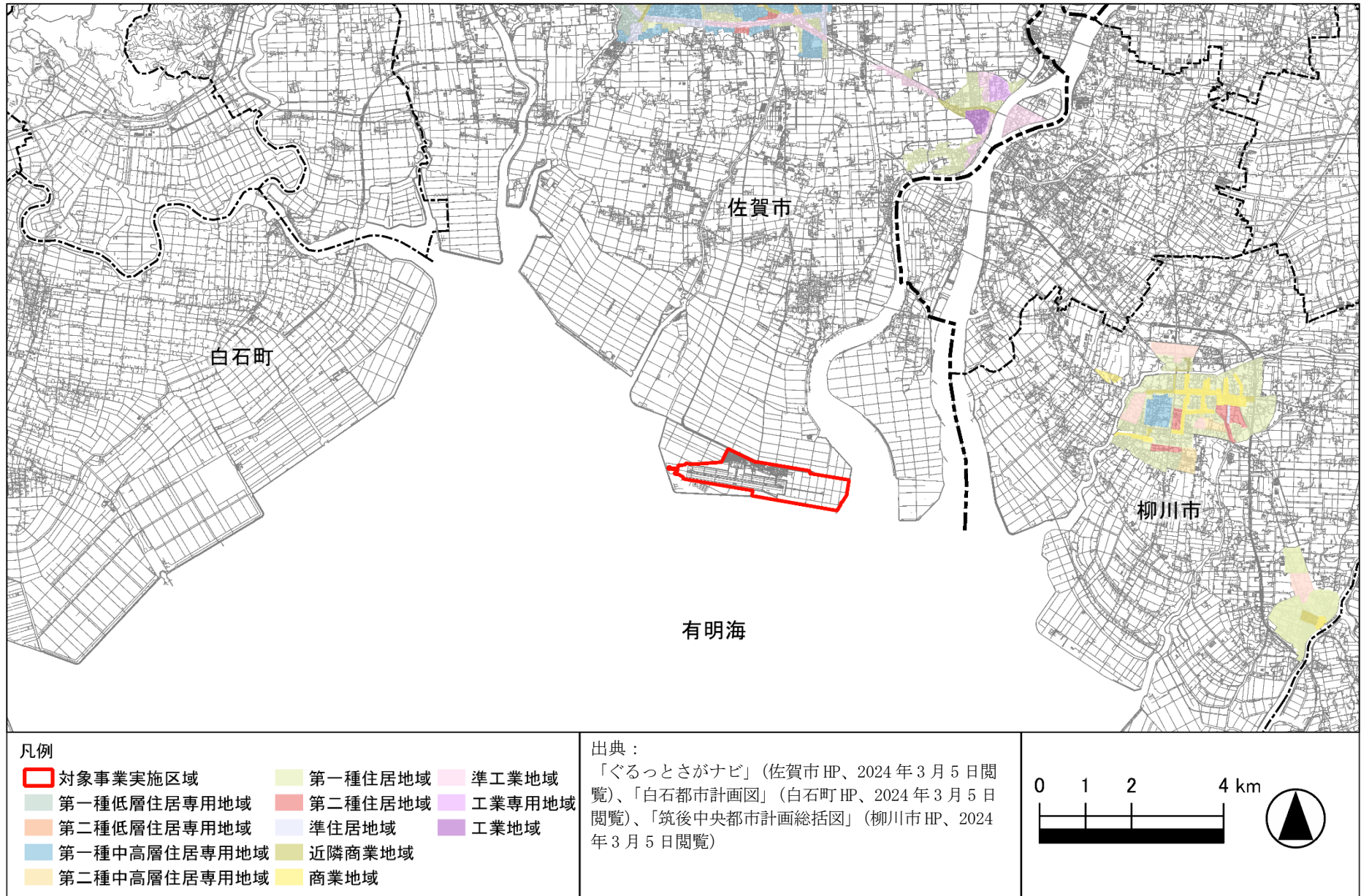


図 3.2-2 対象事業実施区域及びその周囲における用途地域の指定の現況

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

佐賀市、白石町及び柳川市の河川、湖沼、地下水の水道水としての利用状況は、表 3.2-10 に示すとおりである。筑後川水系や嘉瀬川水系の河川を水道用水供給事業のために利用しているほか、佐賀県内のダムや地下水についても利用している。

表 3.2-10 (1) 河川、湖沼、地下水の利用状況（水道用水供給事業）

水源名	取水量	事業主体名	用水供給対象市町
筑後川水系筑後川	21,894,000m ³ /年	佐賀東部水道企業団	佐賀東部水道企業団、佐賀市
嘉瀬川水系嘉瀬川	13,783,000m ³ /年	佐賀西部広域水道企業団	佐賀西部広域企業団、佐賀市
筑後川水系筑後川	13,500m ³ /日	福岡県南広域水道企業団	大牟田市・久留米市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・朝倉市・みやま市・三井水道企業団・筑前町・大木町・広川町
筑後川水系佐田川	67,140m ³ /日		
筑後川水系隈上川	13,140m ³ /日		
筑後川水系赤石川	61,080m ³ /日		
筑後川水系小石原川	50,420m ³ /日		

出典：「令和3年度佐賀県の水道」（令和5年3月、佐賀県）

「令和3年度福岡県の水道」（令和5年3月、福岡県）

表 3.2-10 (2) 河川、湖沼、地下水の利用状況（上水道）

事業 主体名	実績年間取水量[千 m ³]									
	地表水				地下水			原水 受水	湧水	浄水受水
	ダム		湖沼水	表流水 (自流)	伏流	浅井戸	深井戸			
	直接	放流								
佐賀市	—	32	—	12,583	—	298	640	—	—	9,386
佐賀東 部水道 企業団	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,210
佐賀西 部広域 企業団	934	2,629	51	2,325	—	—	—	—	20	11,887
柳川市	—	—	—	—	—	—	515	—	—	6,552

出典：「令和3年度佐賀県の水道」（令和5年3月、佐賀県）

「令和3年度福岡県の水道」（令和5年3月、福岡県）

3.2.4 交通の状況

(1) 道路

対象事業実施区域及びその周囲における道路交通センサスによる道路交通量の調査地点は表 3.2-11、図 3.2-3 に示すとおりである。昼間 12 時間の交通量は一般国道で 1,914～22,244 台、一般県道で 1,339～14,991 台、県道で 457～9,869 台となっている。

(2) 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲における鉄道路線は図 3.2-4 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺には、西鉄天神大牟田線、JR 長崎本線及び JR 佐世保線が通っている。

表 3.2-11 (1) 道路交通量

道路種別	路線名	調査単位 区間番号	昼間 12 時間 自動車類交通量			24 時間自動車類交通量			昼夜 率
			(上下合計)			(上下合計)			
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
			[台]	[台]	[台]	[台]	[台]	[台]	
一般 国道	一般国道 207 号	10685	11,219	1,543	12,762	13,943	2,137	16,080	1.26
	一般国道 208 号	10800	9,996	3,791	13,787	13,387	3,985	17,372	1.26
	一般国道 208 号	10820	21,078	1,166	22,244	26,129	2,343	28,472	1.28
	一般国道 444 号	11200	7,790	1,165	8,955	9,584	1,520	11,104	1.24
	一般国道 444 号	11210	4,408	411	4,819	5,310	502	5,812	1.21
	一般国道 444 号	11230	3,256	313	3,569	3,933	421	4,354	1.22
	一般国道 444 号	11250	1,779	135	1,914	2,118	179	2,297	1.2
	一般国道 444 号	11260	5,449	1,009	6,458	6,702	1,241	7,943	1.23
	一般国道 208 号	11780	7,307	322	7,629	9,508	639	10,147	1.33
	一般国道 208 号	11890	14,814	1,769	16,583	18,123	2,606	20,729	1.25
	一般国道 208 号	11900	10,689	1,948	12,637	13,238	2,593	15,831	1.25
	一般国道 443 号	12822	7,384	518	7,902	8,969	829	9,798	1.24
	一般国道 443 号	12832	8,045	1,363	9,408	10,002	1,758	11,760	1.25
一般 県道	大牟田川副線	40410	6,350	499	6,849	7,759	802	8,561	1.25
	新門司港大里線	40400	10,993	3,998	14,991	14,304	4,735	19,039	1.27
	大和城島線	42150	6,111	483	6,594	7,438	739	8,177	1.24
	諸富西島線	40130	4,356	506	4,862	5,304	676	5,980	1.23
	諸富西島線	40140	3,941	623	4,564	4,838	776	5,614	1.23
	諸富西島線	40185	1,825	285	2,110	2,192	340	2,532	1.2
	諸富西島線	40195	2,164	277	2,441	2,606	348	2,954	1.21
	佐賀川副線	40440	5,733	223	5,956	6,888	438	7,326	1.23
	武雄福富線	40630	6,986	681	7,667	8,465	965	9,430	1.23
	武雄福富線	40635	7,922	730	8,652	9,295	914	10,209	1.18
	佐賀外環状線	40960	5,829	455	6,284	7,056	673	7,729	1.23
	佐賀外環状線	41040	4,784	486	5,270	5,811	671	6,482	1.23
	佐賀外環状線	41050	9,196	1,852	11,048	11,560	2,360	13,920	1.26
	佐賀空港線	41070	4,632	227	4,859	5,582	395	5,977	1.23
	佐賀空港線	41080	7,658	455	8,113	9,282	778	10,060	1.24
佐賀空港線	41090	1,301	38	1,339	1,506	61	1,567	1.17	
西与賀佐賀線	41230	8,221	422	8,643	9,957	760	10,717	1.24	

出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」（国土交通省 HP）
<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-data/ir-data.html>
 「平成 27 年度（2015）全国道路交通情勢調査交通量図（佐賀県管内図）」（平成 30 年 3 月、佐賀県県土整備部道路課）
https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00368080/3_68080_135857_up_ukjitgrb.pdf
 「福岡県南筑後県土整備事務所管内図（公開版）」（平成 29 年 4 月、福岡県南筑後県土整備事務所）
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/697865_61864394_misc.pdf

表 3.2-11 (2) 道路交通量

道路 種別	路線名	調査単位 区間番号	昼間 12 時間 自動車類交通量			24 時間自動車類交通量			昼夜率
			(上下合計)			(上下合計)			
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
			[台]	[台]	[台]	[台]	[台]	[台]	
県道	枝光今古賀線	64120	9,406	463	9,869	11,583	951	12,534	1.27
	谷垣徳益線	64165	3,024	144	3,168	3,722	301	4,023	1.27
	大詫間大川線	60170	435	22	457	508	31	539	1.18
	東与賀佐賀線	60800	8,969	370	9,339	10,836	744	11,580	1.24
	江上光法停車場線	60830	6,880	366	7,246	8,348	637	8,985	1.24
	大詫間光法停車場線	61050	5,493	791	6,284	6,707	1022	7,729	1.23
	十五中原線	61060	8,336	788	9,124	9,993	1,047	11,040	1.21
	飯盛戸ヶ里港線	61300	1,098	189	1,287	1,305	214	1,519	1.18

出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」（国土交通省 HP）

<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-data/ir-data.html>

「平成 27 年度（2015）全国道路交通情勢調査交通量図（佐賀県管内図）」（平成 30 年 3 月、佐賀県県土整備部道路課）

https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00368080/3_68080_135857_up_ukjitgrb.pdf

「福岡県南筑後県土整備事務所管内図（公開版）」（平成 29 年 4 月、福岡県南筑後県土整備事務所）

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/697865_61864394_misc.pdf

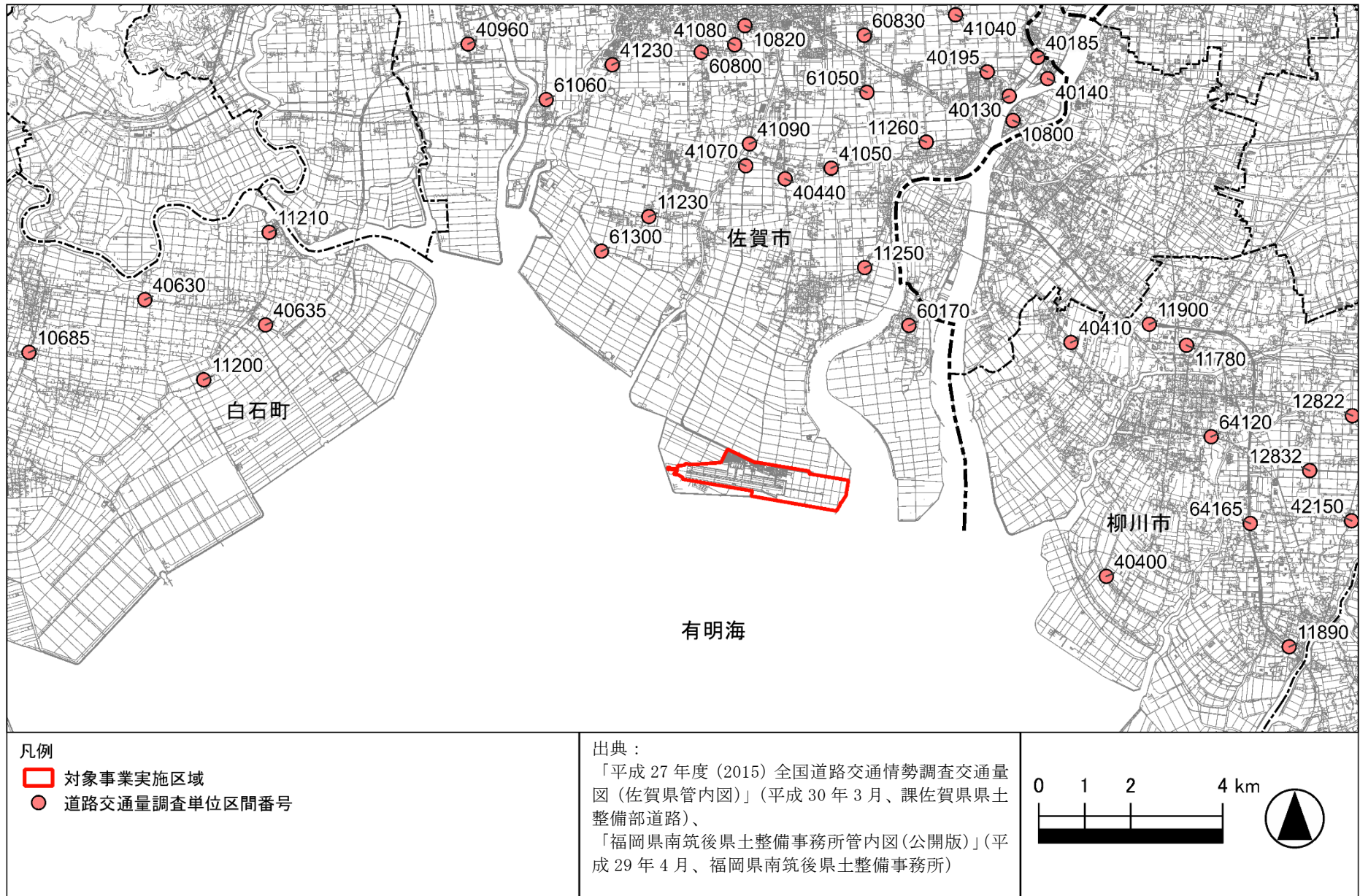


図 3.2-3 道路交通量測定調査地点図

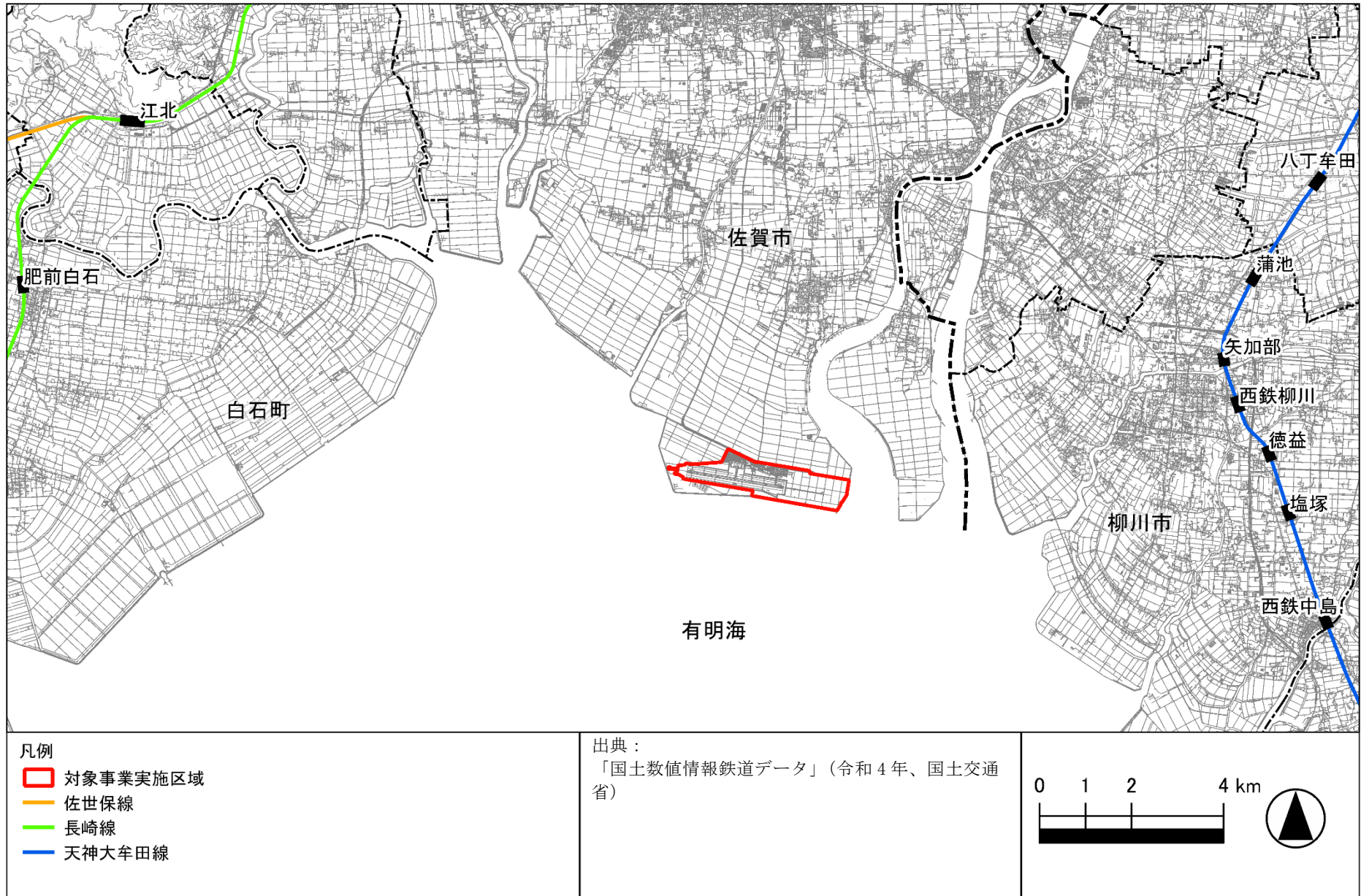


図 3.2-4 対象事業実施区域及びその周囲における鉄道路線図

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲における環境の保全についての配慮が必要な施設は、表 3.2-12～表 3.2-15、図 3.2-5～図 3.2-7 に示すとおりである。

教育施設のうち幼稚園・幼保連携型認定こども園は 21 校、小学校は 35 校、中学校は 14 校、高等学校は 5 校、大学は 1 校、大学校は 1 校、特別支援学校は 2 校ある。また、医療施設・病院は 13 施設、社会福祉施設のうち保育所は 50 施設、保育所を除く社会福祉施設は 204 施設ある。

なお、これらの施設及び住宅は、対象事業実施区域より 3km 以上離れている。

表 3.2-12 (1) 教育施設（幼稚園・幼保連携型認定こども園）

No.	県市町	学校名
1	佐賀県	東与賀幼稚園
2	佐賀市	本庄幼稚園
3		信光幼稚園
4		諸富南幼稚園
5		諸富北幼稚園
6		小鹿幼稚園
7		認定こども園嘉瀬こどもの森
8		どんぐりこども園
9		城西こども園
10		日新こども園好生館分園きらら
11		博愛の里こども園
12		認定こども園さくら
13		鳳鳴乃里幼稚舎
14		福岡県
15	柳川市	三橋大谷幼稚園
16		豊原幼稚園
17		柳川幼稚園(分園)ゆめわかば
18		柳川幼稚園
19		認定こども園 ふたば幼稚園
20		柳川みのり幼稚園
21		昭代保育園

注 1. 認定こども園は保育所と重複している場合がある。

出典：「令和 4 年度佐賀県の学校データ版」（佐賀県教育委員会 HP）

<https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00397108/index.html>

「市内幼稚園一覧（私立）」（柳川市 HP）

https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/kosodate/hoikuen/kyoiku_yochien.html

「保育所等一覧」（福岡県 HP）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hoikushotoitiran.html>

表 3.2-12 (2) 教育施設 (小学校)

No.	県 市町	学校名
1	佐賀県	西与賀小学校
2	佐賀市	嘉瀬小学校
3		北川副小学校
4		本庄小学校
5		諸富北小学校
6		諸富南小学校
7		中川副小学校
8		大詫間小学校
9		南川副小学校
10		西川副小学校
11		東与賀小学校
12		思斉小学校
13	佐賀県	白石小学校
14	白石町	北明小学校
15		有明東小学校
16		福富小学校
17		六角小学校
18	福岡県	柳河小学校
19	柳川市	城内小学校
20		矢留小学校
21		東宮永小学校
22		両開小学校
23		昭代第一小学校
24		昭代第二小学校
25		蒲池小学校
26		皿垣小学校
27		有明小学校
28		六合小学校
29		中島小学校
30		豊原小学校
31		大和小学校
32		藤吉小学校
33		垂見小学校
34		矢ヶ部小学校
35		二ッ河小学校

出典：「令和5年度佐賀県の学校（速報版）」（佐賀県教育委員会 HP）
<https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00397107/index.html>
「令和5年度教育便覧」（福岡県 HP）
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-r05.html>

表 3.2-12 (3) 教育施設（中学校、高等学校、大学、大学校、特別支援学校）

No.	種別	県市町	学校名
1	中学校	佐賀県 佐賀市	城南中学校
2			城西中学校
3			川副中学校
4			諸富中学校
5			思斉中学校
6			東与賀中学校
7		佐賀県 白石町	白石中学校
8			福富中学校
9		福岡県 柳川市	柳城中学校
10			蒲池中学校
11			昭代中学校
12			柳南中学校
13			大和中学校
14			三橋中学校
15	高等学校	佐賀県 佐賀市	佐賀東高等学校
16			佐賀県 白石町
17		福岡県 柳川市	
18			柳川高等学校
19			杉森高等学校
20	大学・ 大学校	佐賀県 佐賀市	佐賀大学
21			佐賀県農業大学校
22	特別支援 学校	佐賀県 佐賀市	佐賀大学教育学部附属特別支援学校
23		福岡県 柳川市	柳河特別支援学校

出典：「令和5年度佐賀県の学校（速報版）」（佐賀県教育委員会 HP）
<https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00397107/index.html>
「令和5年度教育便覧」（福岡県 HP）
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-r05.html>

表 3.2-13 医療施設・病院

No.	県市町	病院名
1	佐賀県 佐賀市	医療法人社団博文会 小柳記念病院
2		早津江病院
3		医療法人智仁会 佐賀リハビリテーション病院
4		島田病院
5		佐賀県医療センター好生館
6	佐賀県 白石町	白石共立病院
7		白石保養院
8	福岡県 柳川市	医療法人翠甲会 甲斐病院
9		医療法人 金子病院
10		一般財団法人 医療・介護・教育研究財団 柳川病院
11		長田病院
12		柳川リハビリテーション病院
13		柳川療育センター

出典：「令和4年 医療施設調査・病院報告」（佐賀県 HP）
<https://www.pref.saga.lg.jp/toukei/kiji003101016/index.html>
「福岡県病院名簿」（福岡県 HP）
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/byouinmeibo.html>

表 3.2-14 (1) 社会福祉施設 (保育所)

No.	県市町	学校名
1	佐賀県	嘉瀬こどもの森
2	佐賀市	久保田保育園
3		どんぐりこども園
4		城西こども園
5		日新こども園好生館分園きらら
6		博愛の里こども園
7		認定こども園さくら
8		鳳鳴乃里幼稚舎
9		嘉瀬保育園
10		あかつき保育園
11		城南保育園
12		なかよし保育園
13		みなみ保育園
14		東与賀保育園チャイルドハウス
15		諸富保育園
16		小鹿幼稚園・むつみの園保育所
17		信光幼稚園
18		諸富北幼稚園
19		諸富南幼稚園
20		こころね保育園
21		ゆめっこ保育園
22		あさぎり保育園
23		ぱれっと保育園
24		プチチャイルド (東与賀幼稚園/保育園)
25		平成会かもめ保育園
26	佐賀県	福富こども園 (私立)
27	白石町	ふくたこども園 (私立)
28		あかり保育園
29		みのり保育園

注 1. 認定こども園は保育所と重複している場合がある。

出典: 「令和 4 年度佐賀県の学校データ版」(佐賀県教育委員会 HP)

<https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00397108/index.html>

「教育・保育施設検索」(佐賀市 HP) <https://www.city.saga.lg.jp/main/32573.html>

「保育所・認定こども園」(白石町 HP)

https://www.town.shiroishi.lg.jp/jyumin/fukushi/iryoukikan/_1261.html

「保育所等一覧」(福岡県 HP)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hoikushotoitiran.html>

表 3.2-14 (2) 社会福祉施設 (保育所)

No.	県 市町	学校名
30	福岡県	柳川幼稚園
31	柳川市	正光乳児保育園
32		沖端保育園
33		宮永保育園
34		両開保育園
35		蒲池保育園
36		柳川保育園
37		大和保育園
38		六合保育園
39		あけの保育園
40		宇土保育園
41		中島保育園
42		ひまわり保育園
43		二ツ河保育園
44		高畑保育園
45		みのり保育園(柳)
46		垂見保育園
47		柳川幼稚園(分園)
48		光照寺こども園
49		幼保連携型認定こども園昭代保育園
50		ふたば幼稚園

注 1. 認定こども園は保育所と重複している場合がある。

出典: 「令和 4 年度佐賀県の学校データ版」(佐賀県教育委員会 HP)

<https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00397108/index.html>

「教育・保育施設検索」(佐賀市 HP) <https://www.city.saga.lg.jp/main/32573.html>

「保育所・認定こども園」(白石町 HP)

https://www.town.shiroishi.lg.jp/jyumin/fukushi/iryoukikan/_1261.html

「保育所等一覧」(福岡県 HP)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hoikushotoitiran.html>

表 3.2-15 (1) 社会福祉施設（保育所を除く）

No	県市町	区分	施設名	
1	佐賀県 佐賀市	ケアハウス	森の家	
2			福生苑	
3			あいの里 本庄	
(1)		老人（在宅）介護支援センター	在宅介護支援センター扇寿荘	
4			福壽園在宅介護支援センター	
5			メイプルハウス在宅介護支援センター	
6			けやき荘在宅介護支援センター	
7			在宅介護支援センター紀水苑	
8			在宅介護支援センターつぼみ荘	
9			有料老人ホーム	在宅介護支援センター南
10				有料老人ホームちとせ
11		有料老人ホームきらめき新郷		
12		有料老人ホームふくろ		
13		有料老人ホームS I Nみらい		
14		介護付有料老人ホーム木の香		
15		介護付有料老人ホームまどい		
16		有料老人ホームかがやき西与賀		
17		有料老人ホームてまり		
18		有料老人ホームたかハウス		
19		有料老人ホームよからいふ		
20		有料老人ホームきらり		
21		有料老人ホームびやくしん		
22		楠の木園		
23		住宅型有料老人ホームききょう		
24		住宅型有料老人ホーム明日香		
25		有料老人ホームかわそえ		
26		有料老人ホームほうむ大詫間		
27		有料老人ホーム希望川副		
28		介護付き有料老人ホームデイフェスタリリーフ東与賀		
29		住宅型有料老人ホーム東与賀		
30		有料老人ホーム家族		
31		住宅型有料老人ホームかもめ		
32		住宅型有料老人ホームあいさぼ		
33		有料老人ホーム はるの木南佐賀1号館		
(33)		有料老人ホーム はるの木南佐賀2号館		
34		ディーフェスタリリーフ東与賀		
35	有料老人ホームほうむ大宅間二号館			
36	有料老人ホーム住まいる			

注1. 「No.」のうち括弧がかかっているものは、括弧内の数値と同一地点にあることを示す。

出典：「高齢者関係施設名簿」（佐賀県 HP）<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji0031484/index.html>

「佐賀県内の有料老人ホーム」（佐賀県 HP）<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00350589/index.html>

「県内の地域包括支援センター一覧（令和5年11月現在）」（佐賀県 HP）

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji0031115/index.html>

「【公示】指定障害福祉サービス事業所等一覧並びに指定、廃止及び取消等事業所一覧」（佐賀県 HP）

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji0033428/index.html>

「軽費老人ホーム（令和5年7月1日現在）」（福岡県 HP）<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keihi.html>

「特別養護老人ホーム（令和5年1月1日現在）」（福岡県 HP）<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tokuyou.html>

「養護老人ホームの一覧（令和5年7月1日現在）」（福岡県 HP）<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yougo.html>

「介護老人保健施設（令和4年1月1日現在）」（福岡県 HP）<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/roukenn.html>

「有料老人ホーム一覧」（福岡県 HP）<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/juushochi.html>

「地域包括支援センター（令和5年10月1日時点）」（福岡県 HP）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tiiki-houkatsu.html>

「指定障がい児通所支援事業所、指定障がい児入所支援施設及び指定障がい児相談支援事業所一覧（令和6年2月1日現在）」（福岡県 HP）<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shougaijishiteijigyousyo.html>

「指定障がい福祉サービス事業所一覧（令和6年2月1日現在）」（福岡県 HP）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shougaihashiteijigyousyo.html>

表 3.2-15 (2) 社会福祉施設（保育所を除く）

No	県市町	区分	施設名	
(1)	佐賀県 佐賀市	居宅介護	扇寿荘障害者支援センター	
(9)			南鷗荘ホームヘルプサービス	
(10)			ちとせヘルパーステーション	
37			福壽園ホームヘルプサービス	
(6)			けやき荘ホームヘルプサービス	
38		重度訪問介護	扇寿荘障害者支援センター	
(9)			南鷗荘ホームヘルプサービス	
(10)			ちとせヘルパーステーション	
(37)			福壽園ホームヘルプサービス	
39		同行援護	ニチイケアセンター佐賀みなみ	
(10)		生活介護	ナーシングケアセンターちとせ	
40			生活介護 クローバー	
41			久保田サンハウス	
42			生活介護はがくれ	
43			どりいむ	
44			めぐみ園（障害者支援施設）	
(10)			短期入所	ナーシングケアセンターちとせ
(43)				めぐみ園短期入所事業所
45		ふらむ久保田		
46		ショートステイあけぼの		
47		グループホームメロン（短期入所）		
(43)		施設入所支援	めぐみ園	
(45)		共同生活援助	ふらむ久保田	
(47)			グループホームメロン	
48			グループホームまごころ	
49			はなの木	
50			なでしこ佐賀	
(46)			グループホーム あけぼの	
51			グループホームかがやき嘉瀬	
52			スマイルホーム	
53			グループホーム 藍	
54			ライフサポートみらいず	
55			グループホームヴィライマツA	
56			ソロモン寮	
57			ルーツ東与賀	
(40)			就労継続支援（A型）	就労継続支援A型 桜
58		ワークサポートみらいず		
59		就労継続支援A型事業所 芽生え		
(41)		就労継続支援（B型）	久保田サンハウス	
(40)			就労継続支援B型 かめさん	
60			B型事業所 かがやき 嘉瀬	
61			就労継続支援B型事業所 いまづ庵	
62			就労継続支援事業所 コスモス	
63			まごころ授産所	
64			ジョインハート川副	
65			障害者就労支援センター はすの実	
66			スペース	
67			就労継続支援B型事業所 和（なごみ）	

注 1. 「No.」のうち括弧がかかっているものは、括弧内の数値と同一地点にあることを示す。

注 2. 出典は表 3.2-15 (1)に示す。

表 3.2-15 (3) 社会福祉施設（保育所を除く）

No	県市町	区分	施設名	
(40)	佐賀県 佐賀市	計画相談支援	相談支援事業所 楠の木園	
68			リヤン相談支援センター	
69		地域定着支援	相談支援事業所 くすの木	
(43)			障害児相談支援	めぐみ園 相談支援事業所 ひまわり
(63)				指定特定・障害児相談支援事業所 まごころ
70		相談支援事業所ちとせ		
(10)		児童発達支援	ナーシングケアセンターちとせ	
71			みらいデイサービス あすなるクラブ赤松	
72			そらまめ保育支援	
73			放課後等デイサービス ウィズ・ユー佐賀	
74			児童発達支援・放課後等デイサービス はっぴい	
75			こばんはうすさくら 佐賀光教室	
76			みらいデイサービス あすなるクラブ本庄	
(10)			医療的ケア児デイサービスちとせ～Mysig～	
(71)			放課後等デイ	みらいデイサービス あすなるクラブ赤松
(73)				放課後等デイサービス ウィズ・ユー佐賀
(74)				児童発達支援・放課後等デイサービス はっぴい
77				にじいろパレット
78				放課後等デイサービス Can モアー水ケ江
79		えいぶる本庄		
80		そらまめ放課後等デイ		
81		みんなのひろば		
(10)		放課後等デイ（共生型）		ナーシングケアセンターちとせ
82				看護小規模多機能型居宅介護びりーぶ
(10)		放課後等デイ（重心）	医療的ケア児デイサービスちとせ～Mysig～	
(80)		保育所等訪問支援	そらまめ保育訪問支援	
83		自立生活援助	自立生活援助事業所 ちとせ	
84		佐賀県 白石町	老人（在宅）介護支援センター	在宅介護支援センターうたがき
85				在宅介護支援センター桜の園
86			有料老人ホーム	有料老人ホーム白石の杜
87				有料老人ホーム 季楽里
88	住宅型有料老人ホームそいよかね白石			
89	シルバーホーム小葉音			
90	有料老人ホームいこい			
91	居宅介護		訪問介護事業所 白い石	
92			ヘルパーステーション 蓮の実	
93			障害者居宅介護事業所 久遠	
(91)	重度訪問介護		訪問介護事業所 白い石	
(92)			ヘルパーステーション 蓮の実	
(93)	行動援護		障害者居宅介護事業所 久遠	
94	同行援護		障害者居宅介護事業所 久遠	
(94)	生活介護		生活介護事業 蓮の実	
(94)	短期入所		ショートステイ ほっとハウス	
95	共同生活援助		ほっとハウス	
96			ルーツ白石	
(94)	就労継続支援（B型）		白石作業所	
(92)			ワークセンターがたっこ	
(94)	障害児相談支援		指定特定相談支援事業所 蓮の実	
(94)	児童発達支援		ほっぷ・すてっぷ	
97	放課後等デイ		放課後等デイサービス はなという	
98			放課後等デイサービス ゆめきら	

注 1. 「No.」のうち括弧がかかっているものは、括弧内の数値と同一地点にあることを示す。

注 2. 出典は表 3.2-15 (1)に示す。

表 3.2-15 (4) 社会福祉施設（保育所を除く）

No	県市町	区分	施設名
98	福岡県 柳川市	特別養護老人ホーム	第二敬和苑
99			エルンテハイム
100			第二おやさと
101			敬和苑
102			ふるさとホーム
103			よのもと
104			養護老人ホーム
(101)		軽費老人ホーム（ケアハウス）	ケアハウス敬和苑
105			おやさと
106		有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームアイリス
107			シニアアパートよりあい
108			サンホーム柳川
109			有料老人ホームひなた
110			りんごの樹
111			生き生き式番館
112			太一
113			シニアハウスやながわ
114			和顔施はさま
115			住宅型有料老人ホーム けあふれんず
116			そよかぜ
117			サービス付き高齢者向け住宅 ビオニー
118			ゆうゆうの森
119			さくらんぼ
120			勝雄
121		メディケアハウス津留	
122		介護老人保健施設	水郷苑
123			柳川やすらぎの里
124			シャンティ
125		地域包括支援センター	柳川市地域包括支援センター
126		居宅介護	社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会
127			ニチイケアセンター柳川
128			ヘルパーステーション椿
129			社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターえがお
130		重度訪問介護	J A柳川「ヘルパーステーションたんぼぼの会」
131			ふくしさーびす
132			有限会社 久々原調剤薬局訪問介護事業所
(129)			社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターえがお
133		行動援護	宝箱居宅支援部
(129)	同行援護	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターえがお	
134	短期入所	柳川療育センター	
(133)		ゆつらっと	
135		し〜ぐらす	
136	施設入所支援	養徳苑	
137		健康荘	
138		第三白梅学園	

注 1. 「No.」のうち括弧がかかっているものは、括弧内の数値と同一地点にあることを示す。

注 2. 出典は表 3.2-15 (1)に示す。

表 3.2-15 (5) 社会福祉施設（保育所を除く）

No	県市町	区分	施設名	
139	福岡県 柳川市	共同生活援助	和楽	
140			グループホーム翠甲	
141			第二和楽	
142			第三 和楽	
143			グループホームかがやき柳川	
144			アンジュースマイル	
(135)			し〜ぐらす	
145			ルーツ柳川	
146			外部サービス利用型共同生活援助 かおり園	
147			グループホームONE	
148			就労継続支援（A型）	ワークショップ はあもにい
149				アップライフ
150				あさがお
151				HACO
(148)		就労継続支援（B型）	障がい者就労支援センター はあもにい	
152			障がい者支援センター 有明ワークステーション	
153			コラボステーション宝箱	
154			障がい者就労支援センター かけはし	
155			ポラリス	
(133)			第1宝箱 そらまめ	
156			障がい者就労支援センター いこい	
157			ONE HEART	
158			ほうすう〜鳳雛〜	
(146)			就労継続支援B型 かおり園	
159			UM Lab	
160			就労支援センター ひかり	
161			就労継続支援事業所 結	
(148)			計画相談支援	相談支援センターはあもにい
(133)		地域定着支援	宝箱相談支援センター ブラン柳川	
162			相談支援センター さくら	
163			柳川市障害福祉相談室 きらり	
164		障害児相談支援	りんどう	
165		児童発達支援	りんどう	
166			ことばと発達の相談室	
167			キッズハウス にじ	
168			放課後等デイサービス おかしのいえ	
(165)		放課後等デイサービス	りんどう	
(166)			ことばと発達の相談室	
(167)			キッズハウス にじ	
(168)			放課後等デイサービス おかしのいえ	
169			放課後等デイサービス こどもプラス柳川教室	
170			放課後等デイサービスあのね	
171			放課後等デイサービス らぼーるやながわ	
172			宝箱放課後くらぶ リュック	
173			マーベラス	
(165)			保育所等訪問支援	りんどう
(166)		ことばと発達の相談室		
174	福祉型障害児入所支援	第二白梅学園		
175	就労定着支援	ソイル		

注 1. 「No.」のうち括弧がかかっているものは、括弧内の数値と同一地点にあることを示す。

注 2. 出典は表 3.2-15 (1)に示す。

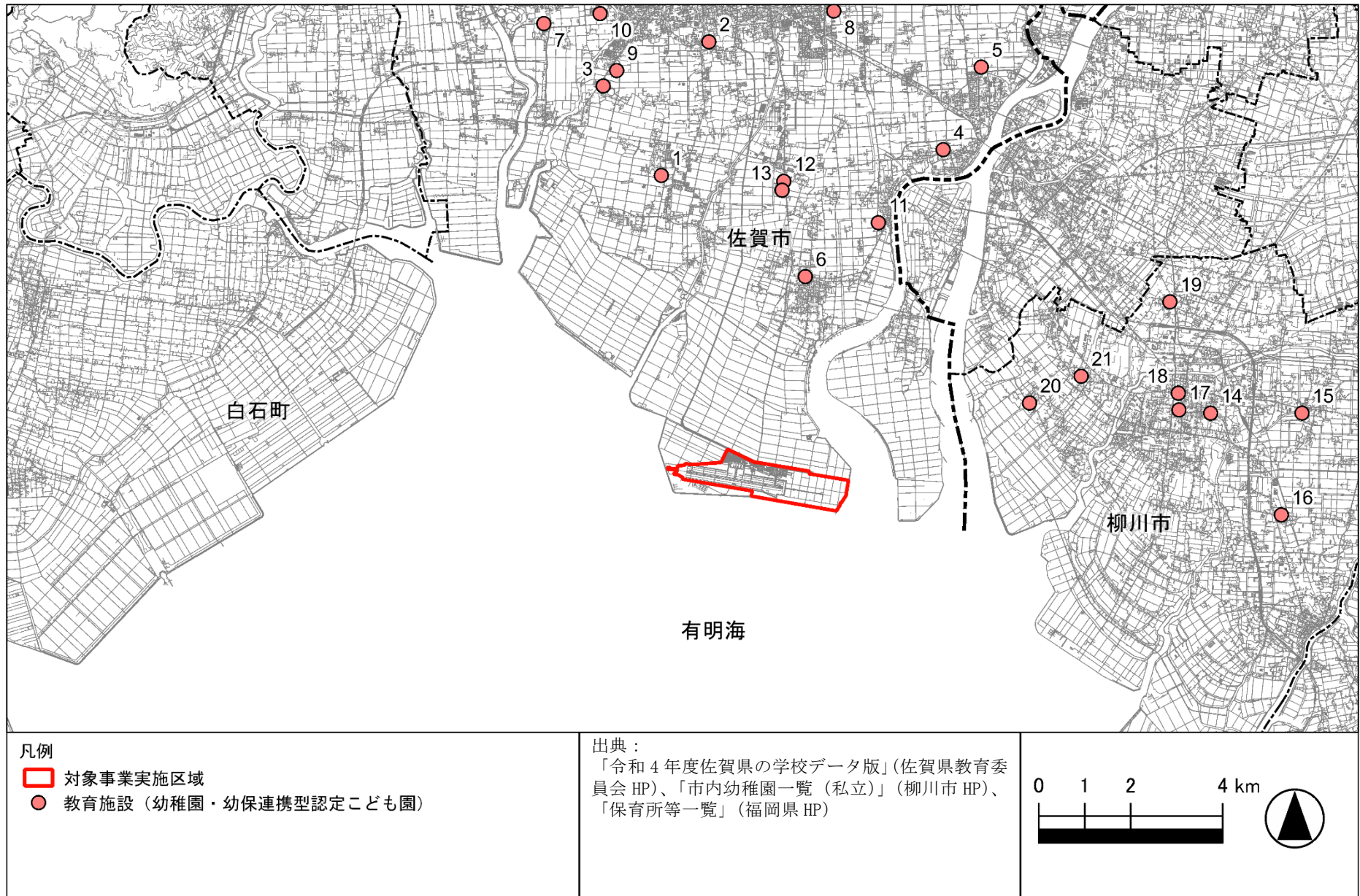


図 3.2-5 (1) 教育施設位置図（幼稚園・幼保連携型認定こども園）

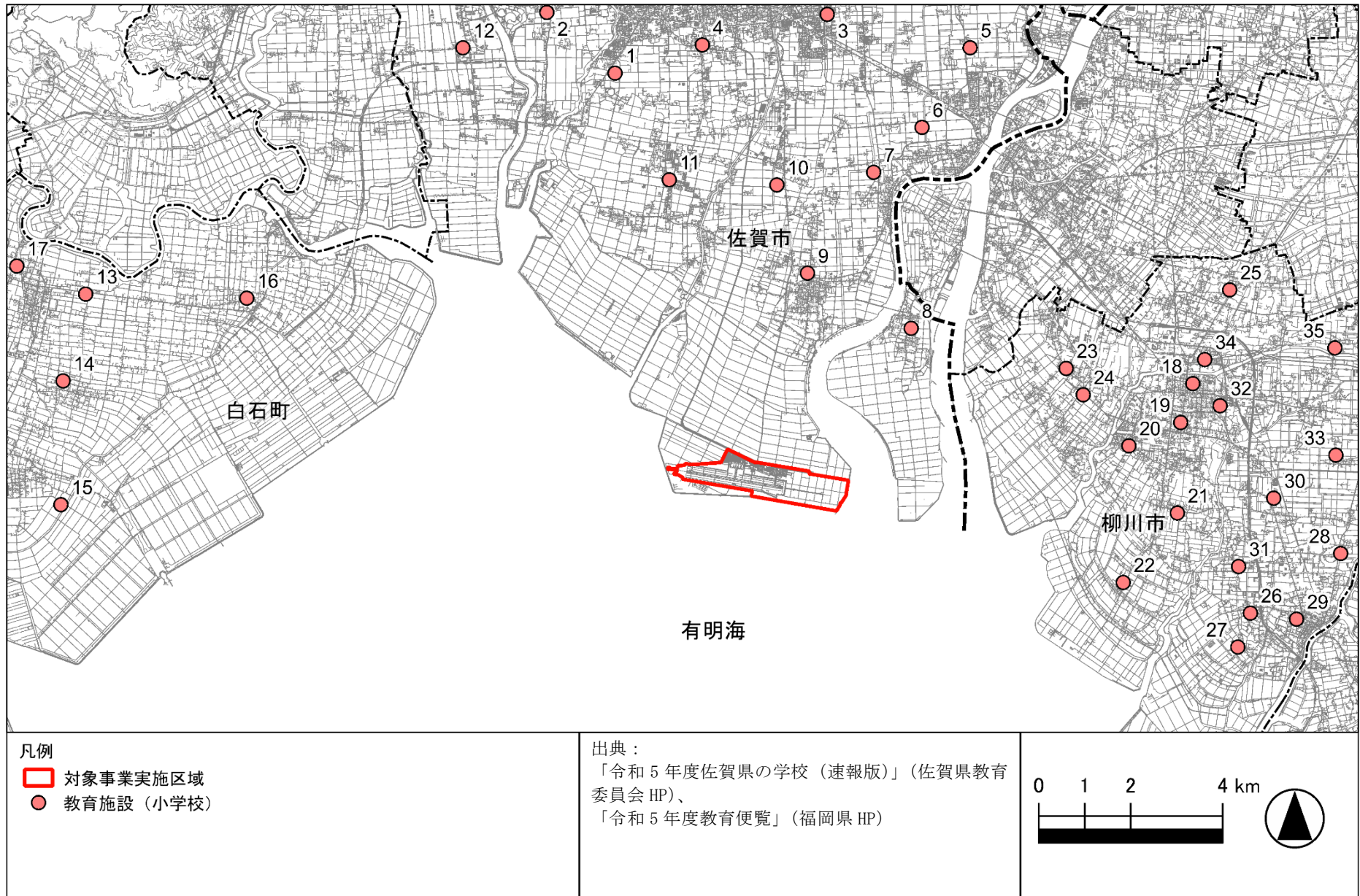


図 3.2-5 (2) 教育施設位置図 (小学校)

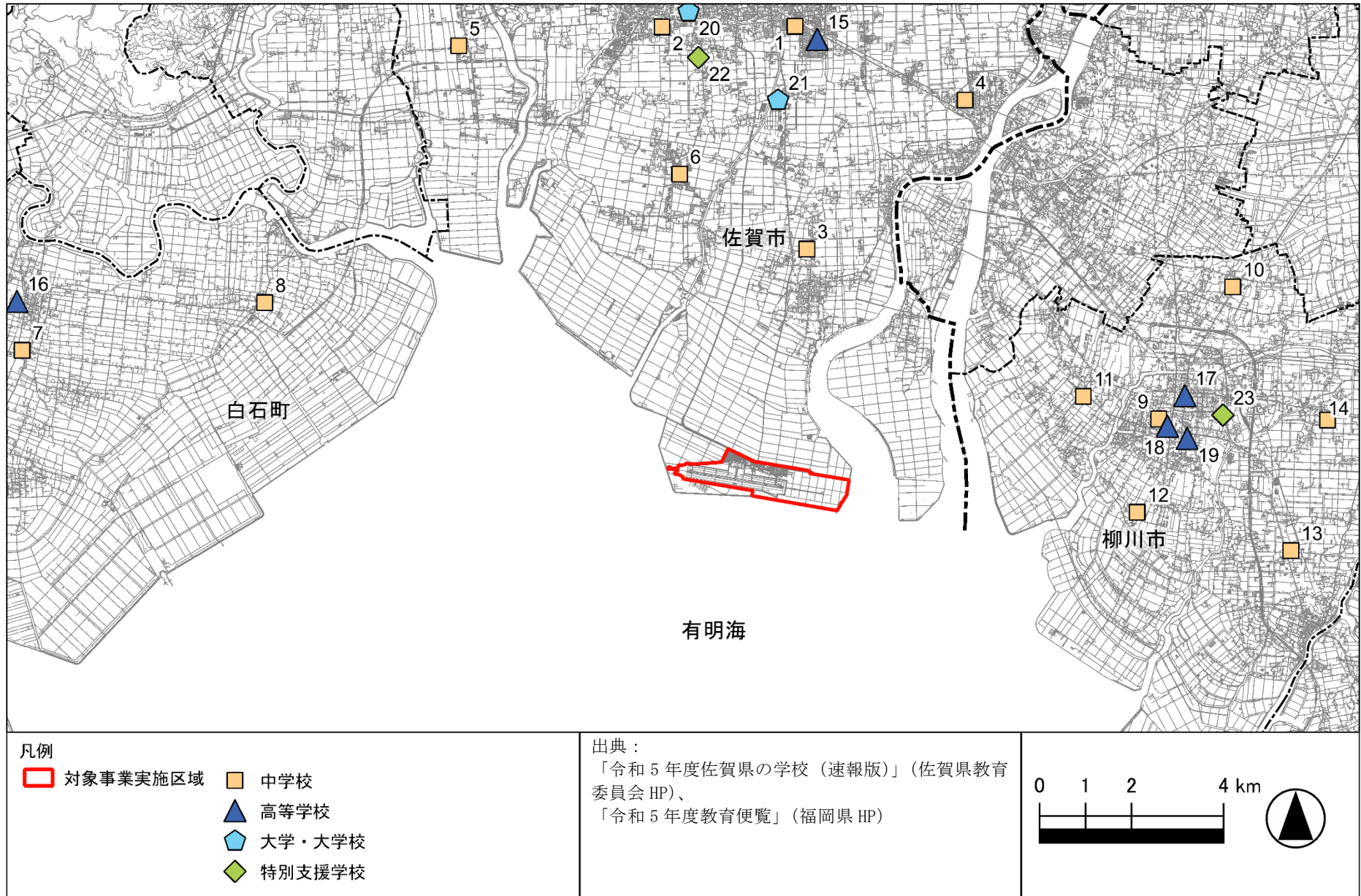


図 3.2-5 (3) 教育施設位置図（中学校、高等学校、大学、大学校、特別支援学校）

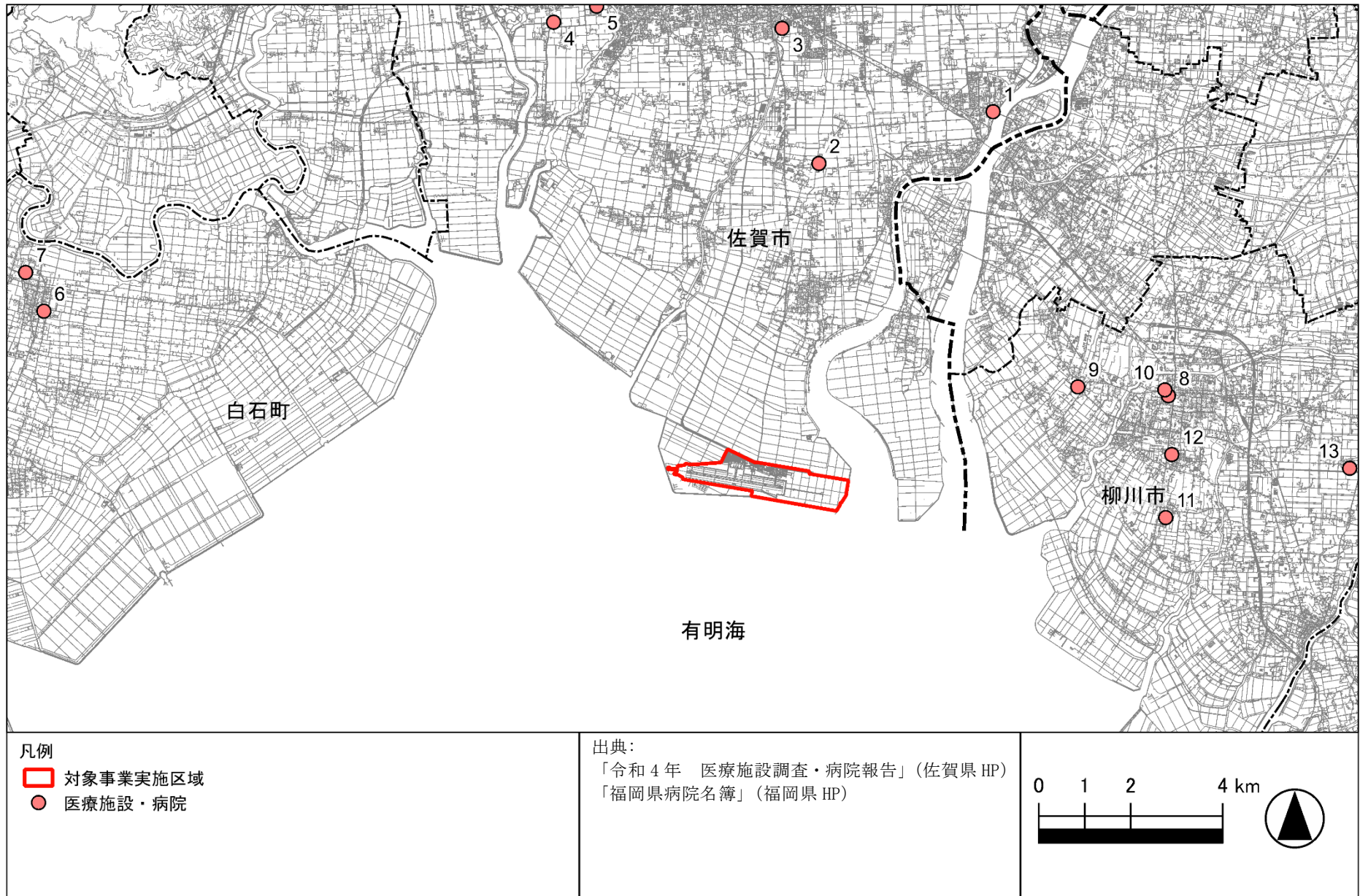


図 3.2-6 医療施設・病院

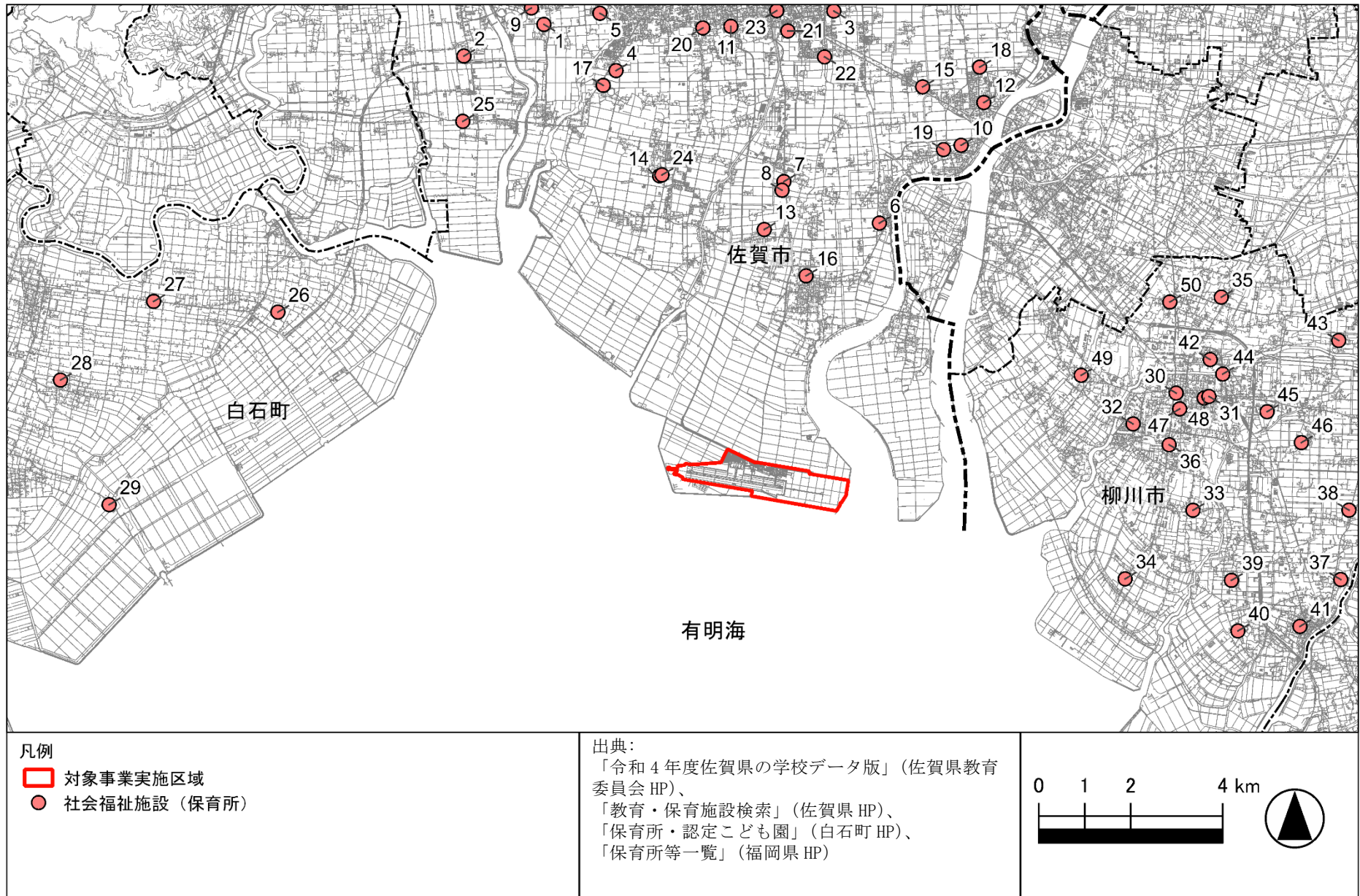


図 3.2-7 (1) 社会福祉施設（保育所）

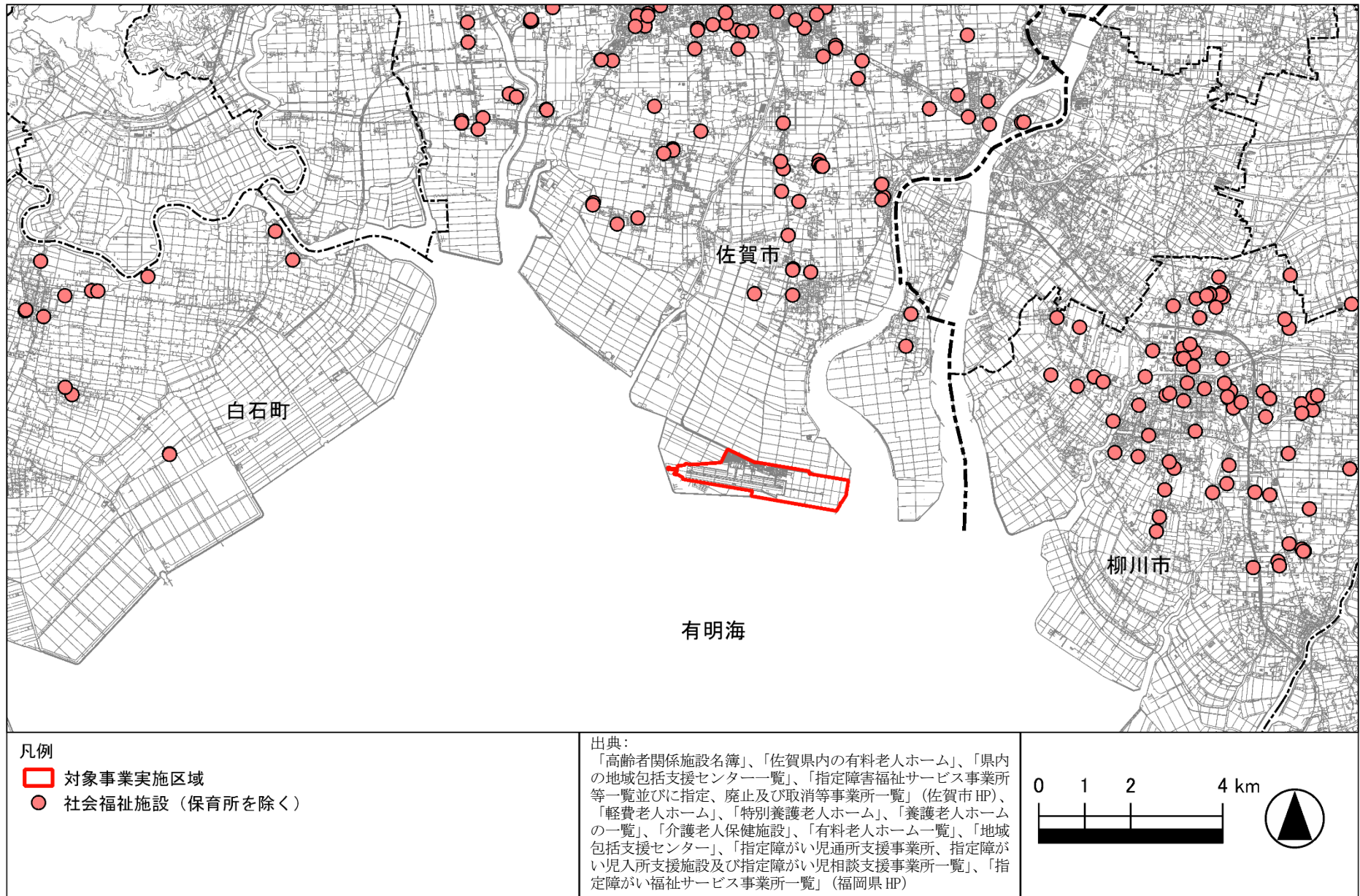


図 3.2-7 (2) 社会福祉施設（保育所を除く）

3.2.6 下水道の整備の状況

佐賀市、白石町及び柳川市における下水道の整備の状況は表 3.2-16 に示すとおりである。佐賀市の下水道普及率は 83.8% で高い値となっているものの、白石町の下水道普及率は 22.6%、柳川市の下水道普及率は 18.9% と低い値となっていた。

表 3.2-16 下水道整備の状況

県	市町	行政人口	処理人口	普及率
		[人]	[人]	[%]
佐賀県	佐賀市	228,553	191,614	83.8
	白石町	21,574	4,876	22.6
福岡県	柳川市	63,556	12,008	18.9

注 1. 処理人口は、処理区内の行政人口である。

出典：「佐賀県の汚水処理人口普及状況（令和 4 年度末現在）」（佐賀県 HP）

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiiji00398440/index.html>

「福岡県の下水道 令和 4 年度」（福岡県 HP）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/fukuokakennogesuido-r4.html>

3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 環境基本法に基づく公害防止計画の策定

対象事業実施区域及びその周囲には、環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号最終改正：令和 3 年 5 月 19 日法律第 36 号）第 17 条の規定に基づく公害防止計画は策定されていない。

1) 大気汚染

環境基本法第 16 条に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3.2-17 に示すとおりである。大気汚染の環境基準は全国一律に適用される。

表 3.2-17 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること（S48.5.16告示 改正H8.10.25環告73）
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。（S48.5.8告示 改正H8.10.25環告73）
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。（S48.5.8告示 改正H8.10.25環告73）
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11告示 改定H8.10.25環告74）
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。（S48.5.8告示 改正H8.10.25環告73）
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示 改正H30.11.19環告100）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示 改正H30.11.19環告100）
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示 改正H30.11.19環告100）
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示 改正H30.11.19環告100）
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。 （H11.12.27告示 改正R4.11.25環告89）
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 （H21.9.9環告33）
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。（備考8）
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 6. ダイオキシン類に係る環境基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 7. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 8. 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針。	

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年6月12日環境庁環大企143号）

「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号 最終改正：平成8年10月25日環境庁告示第73号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示38号 最終改正：平成8年10月25日 環境庁告示第74号）

「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和53年7月17日環境庁環大企262号）

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日環境庁告示第4号 最終改正平成30年11月19日環境庁告示第100号）

「ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号 最終改正：令和4年11月25日環境省告示第89号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日環境省告示第33号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（通知）」（平成21年9月9日環水大総発第090909001号）

2) 騒音

環境基本法第16条の規定に基づく騒音に係る環境基準は表3.2-18及び表3.2-19に示すとおりである。

表 3.2-18 騒音に係る環境基準

[道路に面する地域以外]

地域の類型	基準値	
	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
5. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

[道路に面する地域]

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A. 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B. 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C. 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考1. 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

[幹線交通を担う道路に近接する空間]

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考1. 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路端から15mまでの範囲、また2車線を超える車線を有する道路端から20mまでの範囲をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号 最終改正：平成24年3月30日環境庁告示54号）

「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年9月30日環境庁環大企257号）

表 3.2-19 (1) 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	当てはめる地域
I	57 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
II	62 デシベル以下	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号 最終改正：平成 19 年環境省告示第 114 号）

表 3.2-19 (2) 航空機騒音に係る環境基準（福岡県）

環境基準		当てはめる地域
地域の類型	基準値	
I	57 デシベル以下	別表に掲げる地域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域
II	62 デシベル以下	別表に掲げる地域のうち、類型 I をあてはめた地域以外の地域。ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業専用地域、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条第 2 項第 3 号の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第 7 条第 1 項による市街化区域以外の地域並びに河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域、海上、湖沼及び空港敷地又は飛行場敷地である地域は除く
【別表】 1. 福岡空港関係 福岡市（東区、博多区、中央区、南区）、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町 2. 芦屋飛行場関係 北九州市（八幡西区、若松区）、芦屋町、遠賀町、水巻町、岡垣町 3. 築城飛行場関係 行橋市、豊前市、みやこ町のうち旧犀川町及び旧豊津町の区域、築上町		

出典：「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域」（平成 4 年 4 月 6 日福岡県告示第 672 号 最終改正：平成 30 年 10 月 12 日福岡県告示第 863 号）

3) 土壌汚染

環境基本法第 16 条に基づく土壌汚染に係る環境基準は、表 3.2-20 に示すとおりである。土壌汚染の環境基準は、全国一律に適用される。

表 3.2-20 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサソ	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁環境庁告示 46 号 最終改正：令和 2 年 4 月 2 日環境省告示第 44 号）

4) 水質汚濁

環境基本法第 16 条に基づく水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-21～表 3.2-22 に示すとおりであり、地下水については表 3.2-23 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、図 3.2-8～図 3.2-10 に示すように水質汚濁に係る環境基準の種類の指定がされた河川及び海域がある。

表 3.2-21 (1) 水質汚濁に係る環境基準 (人の健康の保護に関する環境基準)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）

表 3.2-21 (2) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質質量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す る水域
A	水道2級 水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-	
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認 められない こと。	2mg/L 以上	-	

備考 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正：令和5年3月13日環境省告示第6号）

表 3.2-21 (3) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

河川（湖沼を除く）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特B	生物Aまたは生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正：令和5年3月13日環境省告示第6号）

表 3.2-22 (1) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境 保全及びB以下の欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産2級、工業用水及びC の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。

3. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正：令和5年3月13日環境省告示第6号）

表 3.2-22 (2) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅳ	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

備考 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全

注 2. 水産 1 種： 底生魚介類を含め多用な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種： 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種： 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注 3. 生物生息環境保全： 年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）

表 3.2-22 (3) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）

表 3.2-22 (4) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）海域

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水 生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が 生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸 素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保 全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生 生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消 する水域	2.0mg/L 以上

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正：令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）

表 3.2-23 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 5.1、5.2、又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 5.1、5.2、又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号 最終改正：令和 3 年 10 月 7 日環境省告示第 63 号）

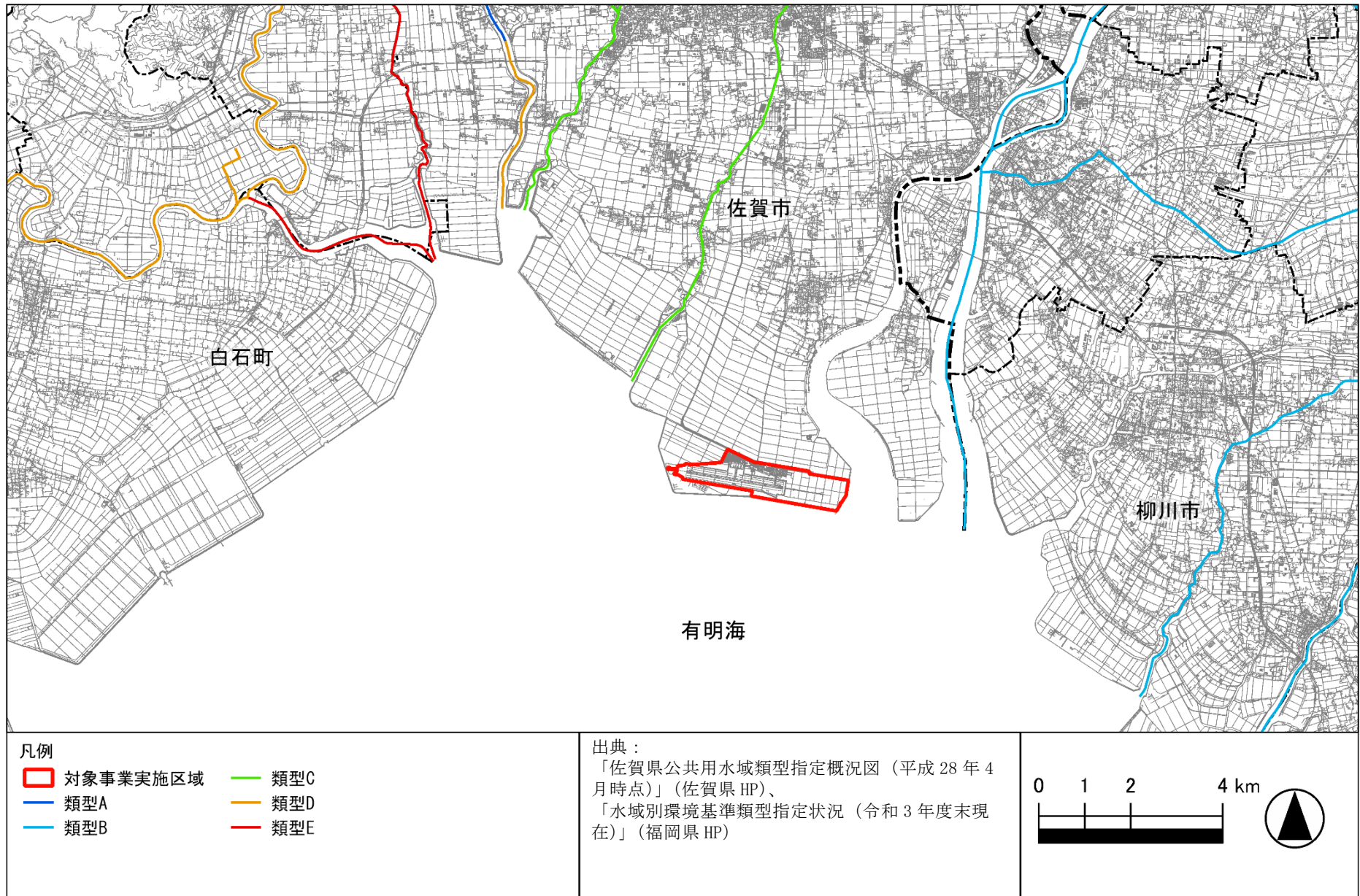


図 3.2-8 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況（河川）

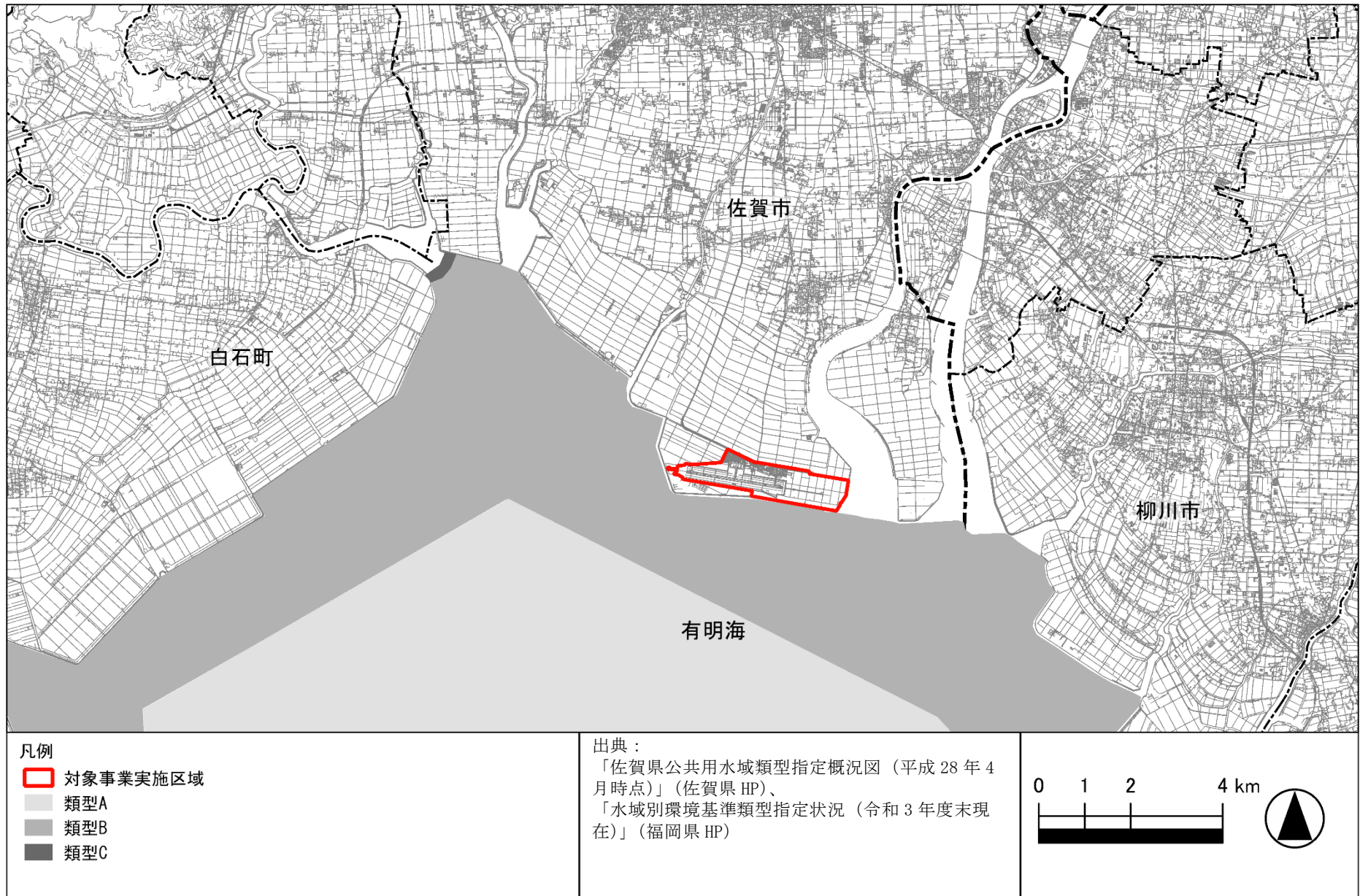


図 3.2-9 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況 (海域 (COD 等))



図 3.2-10 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況(海域(全窒素・全リン))

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第七条の規定に基づくダイオキシンによる大気汚染、水質汚濁（水底の底質を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準は、表 3.2-24 に示すとおりである。

なお、同法においてダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。

表 3.2-24 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）
及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号 最終改正：令和 4 年 11 月 25 日環境省告示第 89 号）

(3) その他公害の防止に関する法令に基づく地域地区の制定状況及び規制基準

1) 大気汚染に係る規制

大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）では、工場及び事業場から排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設等を対象に、排出基準、総量規制基準、施設の構造等に関する基準などが定められているものの、対象事業実施区域及びその周囲は、大気汚染防止法に基づく総量規制地域に指定されていない。

2) 騒音に係る規制

騒音規制法(昭和43年法律第98号 最終改正:令和4年6月17日法律68号)では、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準と自動車騒音に係る限度が地域、時間帯に応じて定められている。

特定工場等に係る騒音の規制基準及び指定状況は表 3.2-25、図 3.2-11 に、特定建設作業に係る騒音の規制基準は表 3.2-26 に、自動車騒音の要請限度及び指定状況は表 3.2-27、図 3.2-12 に示すとおりである。

特定工場等に係る騒音の規制基準では、対象事業実施区域は第3種区域に、対象事業実施区域周辺及び白石町は全域が第2種区域に、柳川市は第2種区域及び第3種区域に指定されている。また、自動車騒音の要請限度では、対象事業実施区域はc区域に、対象事業実施区域周辺及び白石町全域はb区域に、柳川市はb区域及びc区域に指定されている。

表 3.2-25 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から午後7時	午前6時から午前8時 午後7時から午後11時	午後11時から 翌日の午前6時
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第3種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

注1. 上記の値は、特定工場等の敷地境界における基準値

注2. 佐賀市において、1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、それぞれ次に掲げる地域をいう。

第1種区域：都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域

第2種区域：都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに佐賀空港周辺を除く同号に規定する用途地域の指定のない地域

第3種区域：都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに佐賀空港周辺

第4種区域：都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域及び工業専用地域

注3. 白石町においては、騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(平成4年7月30日佐賀県告示第399号。以下「指定告示」という。)により全域が第2種区域として定められている。

注4. 柳川市においては、騒音規制法第4条第1項の規定に基づく指定地域の規制基準(昭和61年11月15日福岡県告示第1713号)のうち、次に掲げる区域をいう。

第1種区域：図面において緑色で着色した区域

第2種区域：図面において黄色で着色した区域

第3種区域：図面において桃色で着色した区域

第4種区域：別添図面において青色で着色した区域

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号 最終改正：平成27年4月20日環境省告示第67号)

「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について(規制地域の区域の区分等)」(佐賀市HP、2023年06月8日更新)

<https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」(平成4年7月30日佐賀県告示第399号 最終改正：平成31年1月18日佐賀県告示第12号)

「騒音規制法第4条第1項の規定に基づく指定地域の規制基準」(昭和61年11月15日福岡県告示第1713号 最終改正：令和4年9月6日告示第820号)

「騒音規制法、振動規制法に関する規制について(工場における特定施設)」(白石町HP、2023年5月17日閲覧) https://www.town.shiroishi.lg.jp/jyumin/seikatsu/kankyuu/_1026.html

表 3.2-26 「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準

項目	第1号区域	第2号区域
騒音の大きさ	85dB	
作業時間帯	19:00～7:00 でないこと	22:00～6:00 でないこと
1日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜その他の休日でないこと	

注1. 上記の値は、作業場所の敷地境界線における騒音の大きさ

注2. 佐賀市及び白石町においては、騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(平成4年佐賀県告示第399号。以下「指定告示」という。)により第1種区域、第2種区域及び第3種区域として定められた区域の全域並びに指定告示により第4種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートル以内の区域に規制されるものが第1号区域、それ以外の区域が第2号区域となる。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

出典:「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号 最終改正:平成27年4月20日環境庁告示第66号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第1号に規定する区域」(平成4年7月30日 佐賀県告示第400号 最終改正:平成27年7月17日佐賀県告示第331号)

「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について(規制地域の区域の区分等)」(佐賀市HP、2023年02月7日更新)

<https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1に規定する区域の指定」(昭和61年11月15日福岡県告示第1714号 最終改正:令和4年9月6日福岡県告示第821号)

表 3.2-27 自動車騒音の要請限度

車線数	区域	幹線交通を担う道路に 近接する区域以外の区域		幹線交通を担う道路に 近接する区域	
		昼間 (6:00～ 22:00)	夜間 (22:00～ 6:00)	昼間 (6:00～ 22:00)	夜間 (22:00～ 6:00)
1 車線	a 区域	65 デシベル	55 デシベル	75 デシベル	70 デシベル
	b 区域				
2 車線以上	a 区域	70 デシベル	65 デシベル		
	b 区域	75 デシベル	70 デシベル		
1 車線以上	c 区域				

注 1. 幹線道路とは、次に掲げる道路及び道路の区間をいう。

- (1) 道路法に適用される高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4 車線以上の区間）
- (2) 道路運送法に規定される一般自動車道であって都市計画法に規定される自動車専用道路

注 2. 白石町においては、b 区域が指定されている。

b 区域：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成 4 年佐賀県告示第 399 号）により第 2 種区域として定められた区域

注 3. 佐賀市においては、a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次に掲げる地域をいう。

- a 区域：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- b 区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに佐賀空港周辺を除く同号に規定する用途地域の指定のない地域
- c 区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに佐賀空港周辺

注 4. 柳川市においては、a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次に掲げる地域をいう。

- a 区域：騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、福岡県知事が指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第 4 条第 1 項の指定に基づき、福岡県知事が定める時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）により第 1 種区域に区分された地域
- b 区域：指定地域のうち、規制基準により第 2 種区域に区分された地域
- c 区域：指定地域のうち、規制基準により第 3 種区域及び第 4 種区域に区分された地域

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 3 年 3 月 2 日総理府令第 15 号 最終改正：令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号）

「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について（規制地域の区域の区分等）」（佐賀市 HP、2023 年 02 月 7 日更新）
<https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の別表の備考に規定する a 区域、b 区域及び c 区域の区域」（平成 24 年 3 月 30 日佐賀県告示第 121 号）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の区域」（平成 12 年 3 月 31 日福岡県告示第 586 号の 4 最終改正：平成 24 年 3 月 30 日福岡県告示第 664 号）

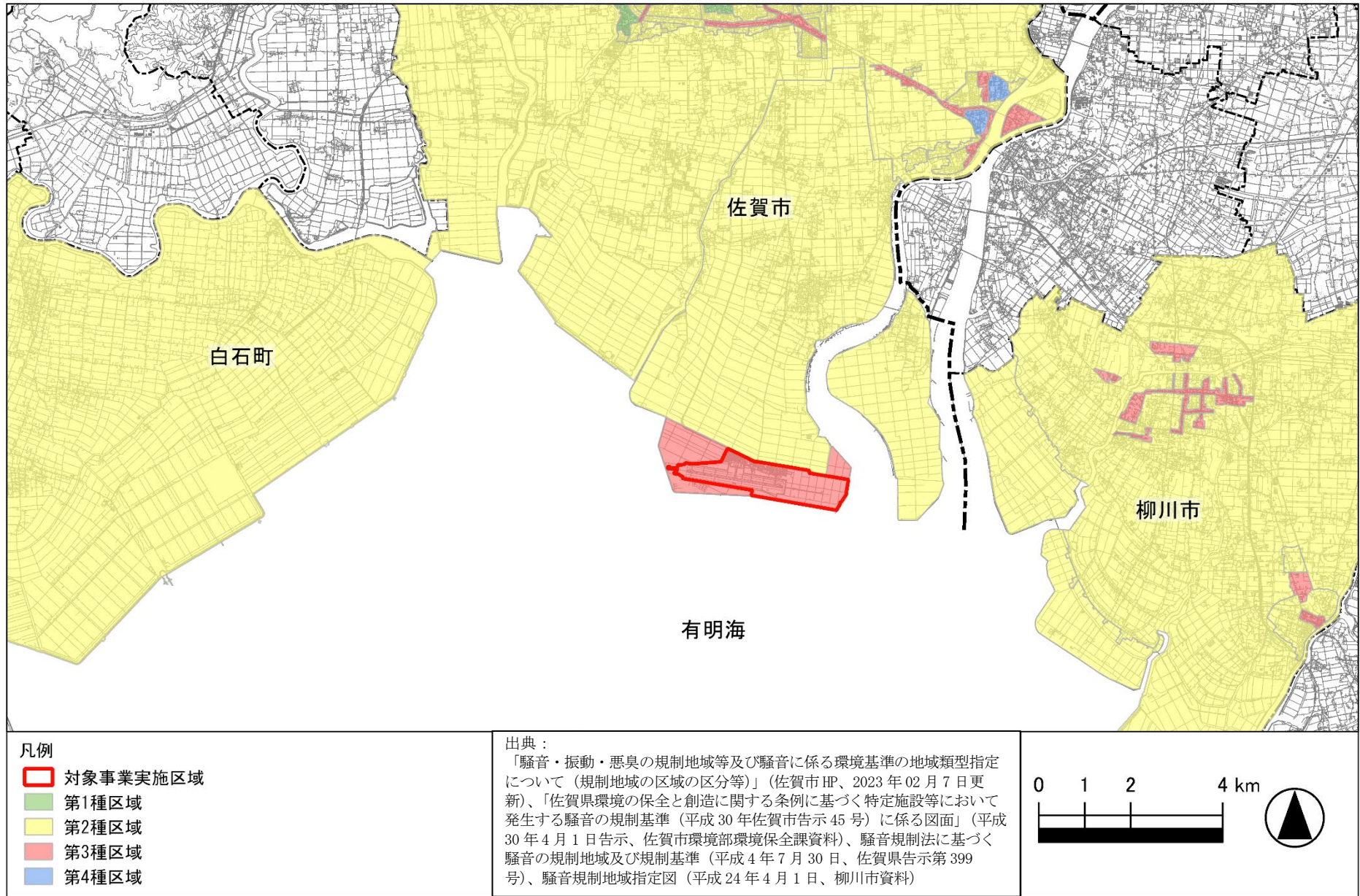


図 3.2-11 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準の指定状況

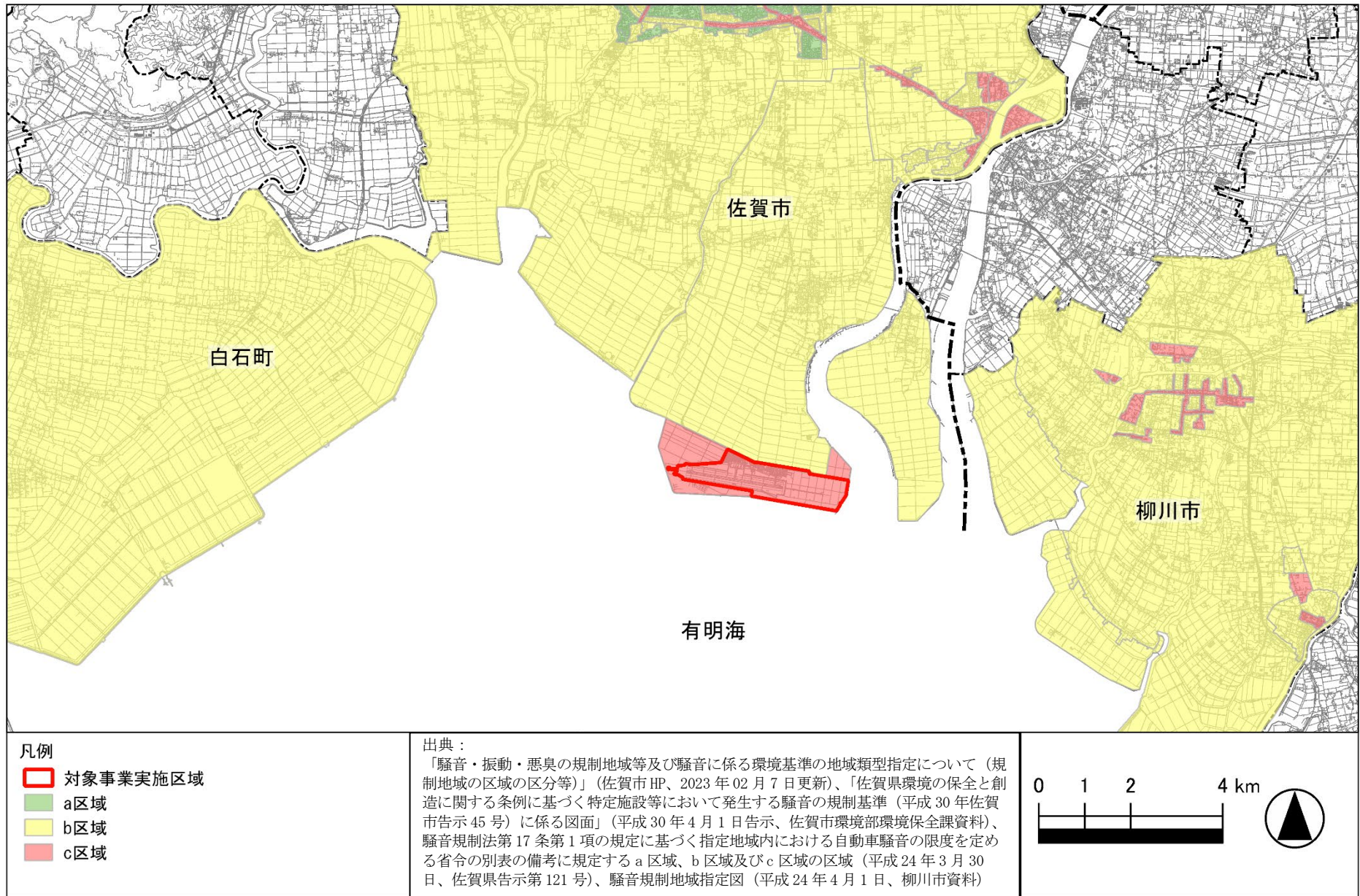


図 3.2-12 自動車騒音の要請限度の指定状況

3) 振動に係る規制

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）では、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動の規制基準と道路交通振動に係る限度が地域、時間帯に応じて定められている。「振動規制法」に基づく振動の規制地域及び規制基準は表 3.2-28、規制地域及び指定状況は図 3.2-13 に示すとおりである。

対象事業実施区域は第 2 種区域、対象事業実施区域周辺及び白石町全域は第 1 種区域、佐賀市及び柳川市は第 1 種区域及び第 2 種区域に指定されている。

表 3.2-28 (1) 「振動規制法」に基づく振動の規制地域及び規制基準（特定工場等）

区域の区分\時間の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時	午後 7 時から翌日の午前 8 時
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注 1. 上記の値は、特定工場等の敷地境界における基準値

注 2. 佐賀市においては、第 1 種及び第 2 種区域とは次に掲げる区域をいう。

第 1 種区域：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに佐賀空港周辺を除く同号に規定する用途地域の指定のない地域

第 2 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに佐賀空港周辺

注 3. 白石町においては、振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準（平成 4 年佐賀県告示第 402 号。以下「指定告示」という。）により第 1 種区域として定められた区域の全域及び指定告示により第 2 種区域として定められた区域のうち次に掲げる区域をいう。

(1) 指定告示に係る図面において赤で着色して示す区域をいう

(2) 指定告示に係る図面において青で着色して示す区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から 80 メートル以内の区域

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所

ウ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

エ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館

オ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

注 4. 柳川市においては、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、福岡県知事が指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、次に掲げる区域をいう。

(1) 指定地域のうち、第 1 種区域（指定地域図面において緑色で着色した区域）、第 2 種区域（指定地域図面において黄色で着色した区域に限る。）

(2) 前号に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内（注 3(2)と同様。）

出典：「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について（規制地域の区域の区分等）」（佐賀市 HP、2023 年 02 月 7 日更新）

<https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>

「騒音規制法、振動規制法に関する規制について（工場における特定施設）」（白石町 HP、2023 年 5 月 17 日閲覧）https://www.town.shiroishi.lg.jp/jyumin/seikatsu/kankyau/_1026.html

「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」（平成 4 年 7 月 30 日佐賀県告示第 402 号 最終改正：平成 31 年 1 月 18 日佐賀県告示第 13 号）

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示 90 号 最終改正：平成 27 年 4 月 20 日 環境庁告示 65 号）

「振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく指定地域の規制基準」（昭和 61 年 11 月 15 日福岡県告示第 1717 号 最終改正：令和 4 年 9 月 6 日告示第 823 号）

表 3.2-28 (2) 「振動規制法」に基づく振動の規制地域及び規制基準（特定建設業）

項目	第1号区域	第2号区域
振動の大きさ	75dB	
作業時間帯	19:00～7:00 でないこと	22:00～6:00 でないこと
1日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜その他の休日でないこと	

注1. 基準値は作業場所の敷地境界線における振動の大きさ

注2. 佐賀市においては、第1種区域及び第2種区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに佐賀空港周辺は全域、第2種区域のうち同号の規定により定められた工業地域及び工業専用地域は次に掲げる施設の境界線から80メートル以内の区域に規制されるものが第1号区域、それ以外の区域が第2号区域となる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム規制地域の区域の区分等
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

注3. 白石町においては、全域が第1種区域に指定されており、振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準（平成4年佐賀県告示第402号。以下「指定告示」という。）により第1種区域として定められた区域の全域及び指定告示により第2種区域として定められた区域のうち次に掲げる区域

- (1) 指定告示に係る図面において赤で着色して示す区域
- (2) 指定告示に係る図面において青で着色して示す区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートル以内の区域
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - エ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

注4. 柳川市については、第1種区域及び第2種区域に指定されており、振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、福岡県知事が指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、次に掲げる区域をいう。

- (1) 指定地域のうち、第1種区域（指定地域図面において緑色で着色した区域）、第2種区域（指定地域図面において黄色で着色した区域に限る。）
- (2) 前号に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内（注3(2)と同様。）

出典：「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について（規制地域の区域の区分等）」（佐賀市HP、2023年02月7日更新）

<https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>

「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」（平成4年7月30日佐賀県告示第402号 最終改正：平成31年1月18日佐賀県告示第13号）

「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域」（平成4年7月30日佐賀県告示第403号 最終改正平成27年7月17日告示第332号）

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規定する区域の指定振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規定する区域の指定」（昭和61年11月15日福岡県告示第1718号 最終改正：令和4年9月6日福岡県告示第824号）

表 3.2-28 (3) 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

注1. 上記の値は、道路の敷地境界での振動レベル

注2. 佐賀市においては、第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次に掲げる地域をいう。

第1種区域：都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに佐賀空港周辺を除く同号に規定する用途地域の指定のない地域

第2種区域：都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに佐賀空港周辺

注3. 白石町においては、全域が第1種区域に指定されており、振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準（平成4年佐賀県告示第402号。以下「指定告示」という。）により第1種区域として定められた区域の全域及び指定告示により第2種区域として定められた区域のうち次に掲げる区域をいう。

(1) 指定告示に係る図面において赤で着色して示す区域をいう

(2) 指定告示に係る図面において青で着色して示す区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートル以内の区域

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所

ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

エ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

注4. 柳川市においては、第1種区域及び第2種区域に指定されており、振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、福岡県知事が指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、次に掲げる区域をいう。

(1) 指定地域のうち、第1種区域（指定地域図面において緑色で着色した区域）、第2種区域（指定地域図面において黄色で着色した区域に限る。）

(2) 前号に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内（注3(2)と同様。）

出典：「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について」（佐賀市HP、2023年02月7日更新）

「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」（平成4年7月30日佐賀県告示第402号 最終改正：平成31年1月18日佐賀県告示第13号）

「振動規制法第4条第1項の規定に基づく指定地域の規制基準」（昭和61年11月15日福岡県告示第1717号 最終改正：令和4年9月6日告示第823号）

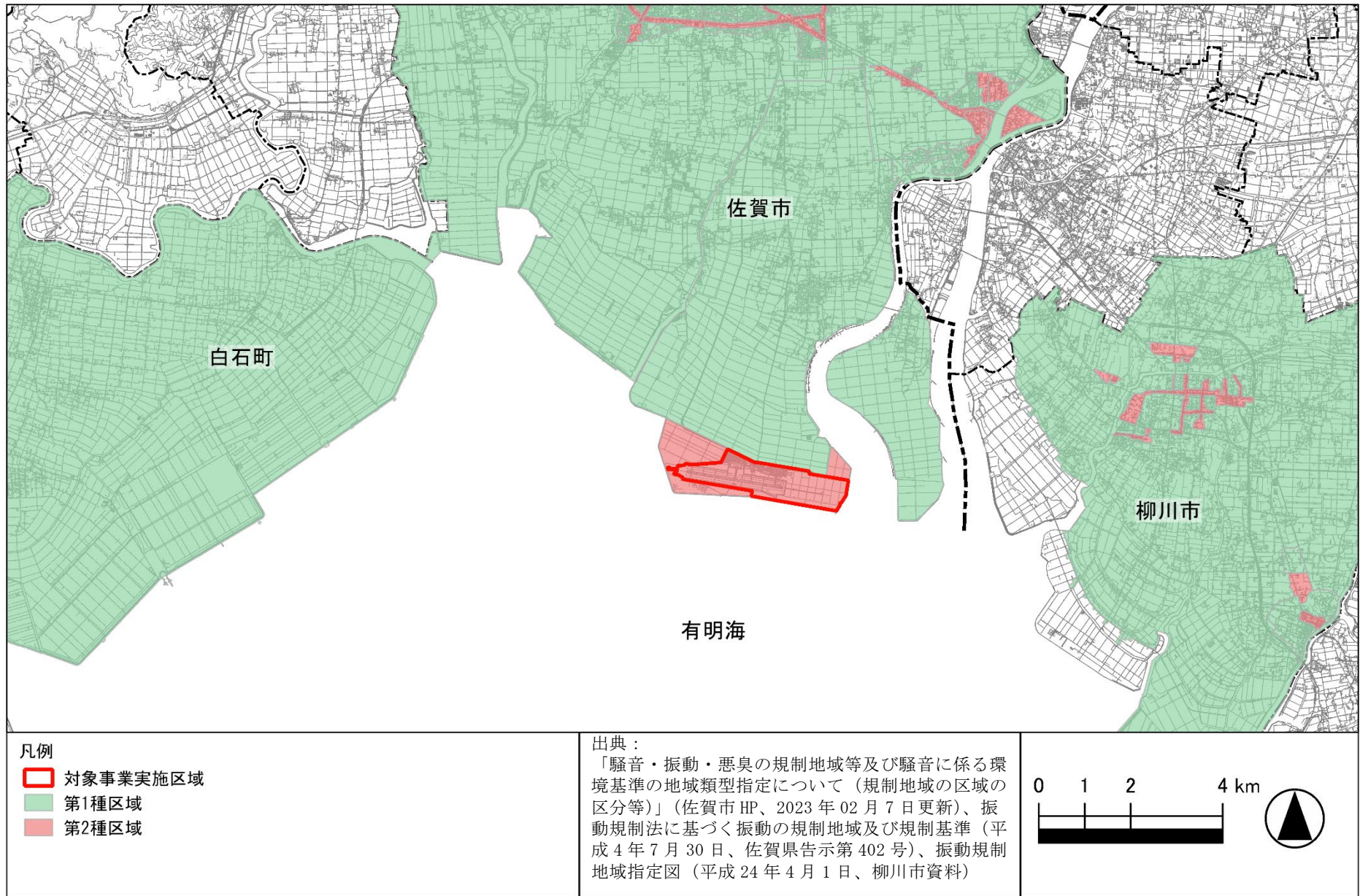


図 3.2-13 「振動規制法」に基づく振動の規制地域の指定状況

4) 悪臭に係る規制

悪臭防止法（昭和46年法律第91号 最終改正：令和4年6月17日法律第68号）では、規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について、特定悪臭物質又は臭気指数の規制基準を定めることとしている。佐賀県及び佐賀市では、同法第3条の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域（規制地域）を指定し、同法第4条第1項の規定に基づく規制地域内における規制基準を表3.2-29のとおりに定めている。佐賀市全域は平成30年4月に、白石町全域は平成31年4月に指定され、規制の対象となっている。福岡県では、同法第4条第1項の規定に基づく特定悪臭物質の規制基準及び同条第2項の規定に基づく臭気指数の規制基準を定め、規制が行われているが、柳川市においては規制地域の指定がなく、適用範囲外となっている。

表 3.2-29 (1) 悪臭防止法に基づく規制基準
(事業場の敷地の境界線の地表における規制基準)

特定悪臭物質名	許容限度 (単位 100 万分率)	特定悪臭物質名	許容限度 (単位 100 万分率)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

備考1. 特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)には、事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準が別途設けられている。規制基準は、種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ (この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表わすものとする。)

q 流量(単位 温度0度、圧力1気圧の状態に換算して立方メートル毎時)

He 備考2に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Cm 1に規定する特定悪臭物質の規制基準として定められた値(単位 100 万分率)

(備考2.に規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。)

備考2. 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$

$Hm = (0.795 \sqrt{Q \cdot V}) / (1 + (2.58/V))$

$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.031 \log J + (1/J) - 1)$

$J = (1 / (\sqrt{Q \cdot V})) (1460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1$

(これらの式において、 He 、 Ho 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表わすものとする。)

He 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q 温度15度における排出ガスの流量(単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和50年2月1日佐賀県告示第64号 最終改正：平成31年1月18日佐賀県告示第11号）

「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について」（佐賀市HP、2023年02月7日更新）<https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>

表 3.2-29 (2) 悪臭防止法に基づく規制基準
(事業場の敷地外に排出される排出水中における規制基準)

特定悪臭物質名		許容限度(単位 100 万分率)	
1	メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	16
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	3.4
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.71
2	硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	5.6
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	1.2
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	32
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	6.9
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	1.4
4	二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	63
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	14
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	2.9

備考 1. 事業場の敷地外に排出される排出水中における規制基準

特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに次の式により算出した濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$CL_m = k \times C_m$$

(この式において、 CL_m 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。)

CL_m 排出水中の濃度(単位 1リットルにつきミリグラム)

k 第2欄に掲げる悪臭物質の種類及び第3欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに第4欄に掲げる値(単位：1リットルにつきミリグラム)

C_m 1に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値(単位：100 万分率)

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」(昭和50年2月1日佐賀県告示第64号 最終改正：平成31年1月18日佐賀県告示第11号)

「騒音・振動・悪臭の規制地域等及び騒音に係る環境基準の地域類型指定について」(佐賀市HP、2023年02月7日更新) <https://www.city.saga.lg.jp/main/44585.html>

5) 水質汚濁に係る規制

水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号 最終改正：令和4年6月17日法律第68号）に基づき、工場及び事業場からの排水について排水基準が定められている（表 3.2-30）。

対象事業実施区域及びその周囲には「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」により上乗せ排水基準が定められている地域があり、適用される排水基準は表 3.2-31 に示すとおりである。

表 3.2-30 (1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

有害物質の種類		排水基準
カドミウム及びその化合物		0.03 mg/L
シアン化合物		1 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）		1 mg/L
鉛及びその化合物		0.1 mg/L
六価クロム化合物		0.5 mg/L
砒素及びその化合物		0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/L
トリクロロエチレン		0.1 mg/L
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L
ジクロロメタン		0.2 mg/L
四塩化炭素		0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L
チウラム		0.06 mg/L
シマジン		0.03 mg/L
チオベンカルブ		0.2 mg/L
ベンゼン		0.1 mg/L
セレン及びその化合物		0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10 mg/L
	海域に排出されるもの	230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8 mg/L
	海域に排出されるもの	15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100 mg/L
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L
備考		
1. 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。		

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号 最終改正：令和5年9月29日環境省令第17号）

表 3.2-30 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量		120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量		16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考		
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限り適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用する。</p> <p>7. 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用する。</p>		

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号 最終改正：令和5年9月29日環境省令第17号）

表 3.2-31 (1) 上乘せ排水基準適用区域

対象水域		適用区域
佐賀県	六角川水域及び福所江水域	六角川、福所江及びこれらに流入する公共用水域
	六角川水域及び福所江水域以外の水域	県の区域に属する公共用水域のうち、六角川水域及び福所江水域以外の公共用水域
福岡県	遠賀川・筑後川・矢部川水域	遠賀川、筑後川及び筑後川左岸から隈川右岸に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域

出典：「排水基準（別表1 上乘せ排水基準の適用区域、別表5 遠賀川・筑後川・矢部川水域に係る上乘せ排水基準）」（福岡県HP、2022年10月6日更新）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/haisuikijunn.html>

「水質汚濁防止に係る届出のしおり」（令和5年5月26日、佐賀県県民環境部環境課）

表 3.2-31 (2) 六角川水域及び福所江水域に係る上乘せ排水基準 (佐賀県)

単位：mg/L ()内は日間平均値

区分	工場又は事業場の種類		項目及び許容限度	
			生物化学的 酸素要求量	浮遊物質質量
			[mg/L]	[mg/L]
昭和48年3月31日においてすでに特定施設が設置されている工場又は事業場(昭和48年3月31日において特定施設の設置の着工がされている工場又は事業場を含む。)	1 紙パルプ又は紙加工品の製造業に係る工場又は事業場	(1) セミケミカルパルプ製造業及び石灰わらパルプ製造業に係る工場又は事業場	160 (120)	130(100)
		(2) (1)以外の工場又は事業場	130(100)	130(100)
	2 1以外の工場又は事業場		130(100)	150(120)
昭和48年4月1日以後において特定施設が新たに設置された工場又は事業場	1 畜産農業に係る事業場		130(100)	150(120)
	2 1以外の工場又は事業場		30(20)	70(50)

備考 1. この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
4. 昭和48年3月31日においてすでに特定施設が設置されている工場又は事業場(昭和48年3月31日において特定施設の設置の着工がされている工場又は事業場を含む。以下「既設の特定事業場」という。)に昭和48年4月1日以後においてさらに特定施設を設置した場合においては当該工場又は事業場に係る排水に適用する排水基準は、次の式により算出した数値によるものとする。

$$S = ((Aa + Bb) / (a + b))$$

この式において、S、A、B、a及びbは、それぞれ次の値を表わすものとする。

- S 当該工場又は事業場に係る排水に適用される排水基準
- A 当該工場又は事業場に昭和48年4月1日以後において特定施設が設置されなかったとするならば当該工場又は事業場に係る排水に適用されるべき排水基準
- B 当該工場又は事業場の特定施設のすべてが昭和48年4月1日以後において設置されたとするならば当該工場又は事業場に係る排水に適用されるべき排水基準
- a 昭和48年3月31日において設置され、又は設置の着工がされていた特定施設(以下「既設の特定施設」という。)に係る1日当たりの平均的排水量
- b 昭和48年4月1日以後において設置された特定施設に係る1日当たりの平均的排水量
- 5 既設の特定事業場に昭和48年4月1日以後においてさらに特定施設を設置し、かつ、当該特定施設に係る排水口(既設の特定施設に係る排水を同時に排出するものを除く。)を新たに設置した場合においては、当該排水口の排水に適用する排水基準は、前項の規定にかかわらず、当該工場又は事業場の特定施設のすべてが昭和48年4月1日以後において設置されたとするならば当該工場又は事業場に係る排水に適用されるべき排水基準によるものとする。
- 6 この表に掲げる排水基準は、一の施設が特定施設となった際現にその施設が設置されている工場又は事業場(設置の着工がされている工場又は事業場を含む。以下同じ。)については、当該工場又は事業場は昭和48年3月31日において、既に当該特定施設が設置されている工場又は事業場とみなして適用する。
- 7 この表に掲げる排水基準は、一の施設が特定施設となった際現にその施設が設置されている工場又は事業場で当該工場又は事業場が既に特定事業場であるものについては、前項の規定にかかわらず、既に当該特定事業場に適用されている排水基準を適用する。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月30日佐賀県条例第12号 最終改正：平成12年12月18日佐賀県条例第39号)

「水質汚濁防止に係る届出のしおり」(令和5年5月26日、佐賀県県民環境部環境課)

表 3.2-31(3) 六角川水域及び福所江水域以外の水域に係る上乘せ排水基準（佐賀県）

単位：mg/L（ ）内は日間平均値

区分	工場又は事業場の種類		項目及び許容限度		適用の日		
			生物化学的 酸素要求量 又は化学的 酸素要求量	浮遊 物質			
			[mg/L]	[mg/L]			
昭和 52 年 9 月 30 日において、既に特定施設が設置されている工場又は事業場（昭和 52 年 9 月 30 日において特定施設の設置の着工がされている工場又は事業場を含む。）	下水道整備地域に所在する工場又は事業場		30(20)	100(70)	昭和 53 年 10 月 1 日から		
	下水道整備地域以外の地域に所在する工場又は事業場	下水道終末処理施設を設置するもの	30(20)	100(70)			
		排水の量が 50 立方メートル以上のもの	食料品製造業に係るもの	排水の量が 500 立方メートル以上のもの		80(60)	100(70)
			排水の量が 500 立方メートル未満のもの	120(90)		150(120)	
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	130(100)	130(100)			
		旅館業に係るもの	130(100)	150(120)			
		し尿処理施設を設置するもの	処理対象人員が 2,001 人以上のし尿浄化そうを設置するもの	50(30)		100(70)	
			処理対象人員が 2,000 人以下のし尿浄化そうを設置するもの	80(60)		120(90)	
			その他のし尿処理施設を設置するもの	50(30)		100(70)	
		その他のもの	排水の量が 500 立方メートル以上のもの	60(40)		70(50)	
			排水の量が 500 立方メートル未満のもの	90(70)		100(70)	
排水の量が 50 立方メートル未満のもの	飲料製造業又は製あん業に係るもの	390(300)	200(150)				
	その他のもの	160(120)	200(150)				
昭和 52 年 10 月 1 日以後において特定施設が新たに設置された工場又は事業場	下水道整備地域に所在する工場又は事業場		30(20)	100(70)	昭和 54 年 4 月 1 日から		
	下水道整備地域以外の地域に所在する工場又は事業場	畜産農業又は製あん業に係るもの	130(100)	150(120)			
		下水道終末処理施設を設置するもの	30(20)	100(70)			
		し尿処理施設を設置するもの	50(30)	100(70)			
		その他のもの	排水の量が 2,000 立方メートル以上のもの	30(20)		70(50)	
			排水の量が 2,000 立方メートル未満 500 立方メートル以上のもの	50(30)		70(50)	
排水の量が 500 立方メートル未満のもの	80(60)		100(70)				

備考 1. この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

- 「排水の量」とは、工場又は事業場から排出される 1 日当たりの平均的な排水の量をいう。
- 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

4. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。ただし、窯業原料精製業については、浮遊物質に係る排水基準に限り、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水についても適用する。
 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
 6. 「下水道整備地域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう
 7. 「食料品製造業に係るもの」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第2号から第18号までに掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
 8. この表に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、この表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排出基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
 9. この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る污水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、この表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、前項の規定を準用する。
 10. この表に掲げる排水基準は、一の施設が特定施設となった際現にその施設が設置されている工場又は事業場については、当該工場又は事業場は昭和52年9月30日において、既に当該特定施設が設置されている工場又は事業場とみなして適用する。
 11. この表に掲げる排水基準は、一の施設が特定施設となった際現にその施設が設置されている工場又は事業場で当該工場又は事業場が既に特定事業場であるものについては、前項の規定にかかわらず、既に当該特定事業場に適用されている排水基準を適用する。
- 出典：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月30日佐賀県条例第12号 最終改正：平成12年12月18日佐賀県条例第39号)
「水質汚濁防止に係る届出のしおり」(令和5年5月26日、佐賀県県民環境部環境課)

表 3.2-31(4) 遠賀川・筑後川・矢部川水域に係る上乘せ排水基準（福岡県）

業種(施設)		項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)					
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	浮遊物質量	n-ヘキサン抽出物質		フェノール類	
				動植物油脂類	鉱油類		
①下水道整備地域に所在する特定事業場	全業種	30 (20)	100 (70)				
②下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S49.8.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)	食料品製造業	蒸りゅう酒・混成酒製造業	120 (90)	100 (70)			
		その他の食料品製造業	通常の排水量が500m ³ /日以上のもの	80 (60)	100 (70)	15	
			通常の排水量が500m ³ /日未満のもの	120 (90)	150 (120)	20	
	染色整理業及び繊維製品製造業		120 (90)	150 (120)			
	紙製造業、セメント製品製造業、生コンクリート製造業及び砕石業		—	70 (50)			
	と畜業		80 (60)	100 (70)			
	し尿処理施設	し尿浄化槽	処理対象人員が2,001人以上	45 (30)	100 (70)		
			処理対象人員が2,000人以下	80 (60)	100 (90)		
		その他のし尿処理施設		45 (30)	100 (70)		
	下水道終末処理施設		30 (20)	100 (70)			
その他の施設		120 (90)	150 (120)				
③下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S49.8.2以後に特定施設(これに相当する施設を含む。)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)	し尿処理施設		45 (30)	100 (70)			
	下水道終末処理施設		30 (20)	100 (70)			
	追加指定施設		120 (90)	150 (120)			
	その他の施設	通常の排水量が2,000m ³ /日以上のもの	30 (20)	30 (25)	2	2	1
		通常の排水量が500m ³ /日以上2,000m ³ /日未満のもの	50 (40)	70 (50)	10	2	1
通常の排水量が500m ³ /日未満のもの		80 (60)	100 (70)	15	2	1	

備考 1. 「特定施設」とは水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

2. 「食料品製造業」とは、施行令別表第 1 第 2 号から第 18 号までに掲げる特定施設に係るものをいう。

3. ()内の数値は日間平均値による許容限度で 1 日の排出水の平均的な汚水状態について定めたものである。

4. この表に掲げる上乘せ排水基準は、通常の排水量が 50m³/日以上である特定事業場に係る排水水について適用する。

5. BOD に係る上乘せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水水及びし尿処理施設、指定地域

特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限って適用し、CODに係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水（し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く）に限って適用する。

6. 「下水道整備地域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
7. 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。
 - (1) 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限って適用する。
 - (2) 下水道整備地域に所在していなかった特定事業場が下水道整備地域に所在することとなった場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。
8. 備考7中の「下水道整備地域に所在するもの」とあるのは「下水道整備地域に所在する特定事業場」と読み替えるものとする。
9. 食料品製造業のうちみかん缶詰製造業に係るBOD又はCODについての上乗せ排水基準は、その排出水の量のかんにかかわらず、食料品製造業につき定められたBOD又はCODについての上乗せ排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
10. 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「施行令」という）別表第1第72号のし尿処理施設のみを設置する特定事業場にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
11. 一の特定事業場が二以上の業種（施設）に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとする。
 - (1) 施行令別表第1第66号の3、第66号の6から第66号の8まで、第68号の2又は第71号の2に掲げる施設を設置する特定事業場（製造業に係る特定事業場を除く）が施行令別表第1第72号に掲げるし尿処理施設を設置する場合又は平成3年8月1日以後に指定地域特定施設を設置する場合にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
 - (2) (1)以外の特定事業場にあつては、当該事業場の主たる業種（製造業に係る特定事業場にあつては工業出荷額の数値が最大のものをいう）に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となった場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。
12. 「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であつて、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
13. 「追加指定施設」とは、次に掲げる特定施設ごとに、それぞれ基準日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたものをいう。

施行令別表第1の番号	基準日
64-2、69-2	昭和51年6月1日
68-2、71-3	昭和54年5月10日
18-2～3、21-2～4、23-2、51-2～3、63-2、70-2、71-4	昭和57年1月1日
69の3	昭和57年7月1日
66の4～8	昭和63年10月1日
71-5～6	平成3年10月1日
63-3	平成13年7月1日

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和48年3月31日福岡県条例第8号）

「排水基準（別表1上乗せ排水基準の適用区域、別表5遠賀川・筑後川・矢部川水域に係る上乗せ排水基準）」（福岡県HP、2022年10月6日更新）

6) 有明海及び八代海等の再生に関する基本方針

対象事業実施区域及びその周囲は閉鎖性海域である有明海湾奥部に位置しており、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年11月29日法律第120号 最終改正：令和3年3月31日法律第18号）に基づく指定地域内であり、「有明海及び八代海等の再生に関する基本方針（基本方針）」（平成15年2月6日 令和3年8月31日変更）及び「有明海及び八代海等の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関して実施すべき施策に関する計画（県計画）」（令和5年6月改訂）が定められている。

7) 土壌汚染に係る規制

土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号 最終改正：令和4年6月17日法律第68号）では、土壌中の有害物質の溶出量又は含有量が基準に適合しない土地を、要措置区域又は形質変更時要届出区域等として指定し、必要な措置が定められている（表3.2-32）。

表 3.2-32 要措置区域等の指定状況

市	区域	指定年月日	所在地	面積 (㎡)	特定有害物質の項目
佐賀県 佐賀市	形質変更時 要届出区域	平成26年12月4日 一部解除・変更 平成28年4月1日	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目325番、 329番1、329番3、341番1、341番2 並びに城内二丁目250番の各一部	3,369.31	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
	形質変更時 要届出区域	令和元年8月7日	佐賀県佐賀市天神一丁目152番1 の一部	844.10	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
	要措置区域	令和2年5月19日 地番変更 令和3年1月4日	佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島583 番3の一部	208.77	六価クロム化合物
	形質変更時 要届出区域	令和2年8月28日	佐賀県佐賀市久保田町大字新田 1127番12の一部	94.30	鉛及びその化合物
	形質変更時 要届出区域	令和4年12月7日	佐賀県佐賀市鍋島五丁目11番、15 番及び39番の各一部	48.96	鉛及びその化合物
福岡県 柳川市	形質変更時 要届出区域	平成29年12月15 日	福岡県柳川市大和町鷹ノ尾字東小 袋625番2及び645番1の各一部	1,301.02	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

出典：「土壌汚染対策法について（要措置区域等の指定状況）」（佐賀市HP、2023年02月6日更新）

<https://www.city.saga.lg.jp/main/7475.html>

「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況」（福岡県HP、2024年3月19日更新）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/dojo-kuiki.html>

「土壌汚染対策法 土壌関係（土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧）」（環境省HP、令和6年2月29日現在）

<https://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

8) 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域

湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年 7 月 27 日法律第 61 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）では、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行うことが定められている。

対象事業実施区域及びその周囲において、指定地域はない。

9) 排水基準を定める省令に規定する湖沼及び海域

水質汚濁防止法に関連した、排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号 最終改正：令和 5 年 9 月 29 日環境省令第 17 号）における、排水基準を定める省令別表第二の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る海域（平成 5 年 8 月 27 日環境庁告示 67 号 最終改定：平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示 78 号）に指定される海域では、排水基準が設定されている。

対象事業実施区域及びその周囲には、排水基準適用対象海域として「有明海」がある（表 3.2-33）。

表 3.2-33 窒素及び磷含有量についての排水基準に係る海域

名称	範囲
有明海（及び島原湾）	熊本県宇土郡三角町と天草郡大矢野町を結ぶ天門橋、同町と天草郡松島町を結ぶ大矢野橋、同町中の橋、前島橋、松島橋、本渡市瀬戸大橋、天草郡五和町シラケ鼻と長崎県南高来郡口之津町瀬詰埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

出典：「水質汚濁防止に係る届出のしおり」（令和 5 年 5 月 26 日、佐賀県民環境部環境課）
「排水基準を定める省令別表第二の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る海域」（平成 5 年 8 月 27 日環境庁告示 67 号 最終改定：平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示 78 号）

(4) その他の環境に関する法令に基づく地域地区指定状況

1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により設定された鳥獣保護区の区域

対象事業実施区域及びその周囲においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）により指定された区域として、鳥獣保護区がある。

鳥獣保護区等の指定状況は表 3.2-34、指定地域は図 3.2-14 に示すとおりであり、「1. 森林公園」と「2. 東よか干潟」が指定されている。

表 3.2-34 鳥獣保護区等の指定状況

都道府県	番号	区分	地区
佐賀県	1	鳥獣保護区	森林公園鳥獣保護区
	2	鳥獣保護区特別地区（国指定）	東よか干拓特別保護地区

出典：「野生鳥獣の保護を図るため鳥獣保護区などを指定しています」（佐賀県 HP、2023 年 12 月 1 日更新）
https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00321970/index.html

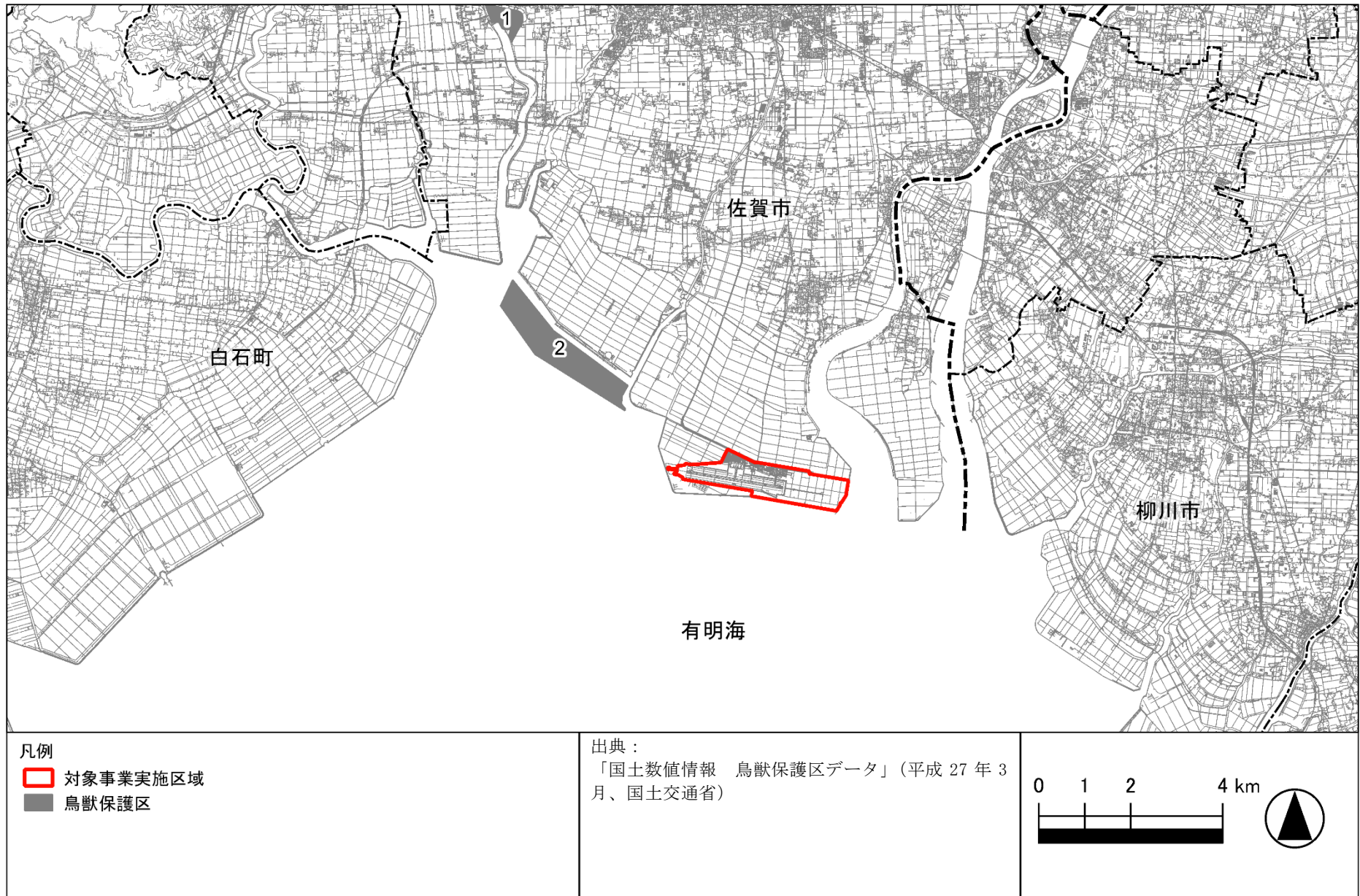


図 3.2-14 鳥獣保護区指定地域

2) 自然公園法により設定された区域

対象事業実施区域及びその周囲に自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく自然公園は存在しない。

3) 森林法の規定により指定された保安林地域

対象事業実施区域及びその周囲に森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号 最終改正：令和 5 年 6 月 16 日法律第 63 号）に基づく保安林は存在しない。

4) 急傾斜地崩壊危険区域地域

対象事業実施区域及びその周囲に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく地域は存在しない。

5) 地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲においては、地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

6) 地下水の利用

佐賀県では地下水の利用について、佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成 14 年 10 月 7 日佐賀県条例第 48 号 最終改正：令和 4 年 3 月 22 日条例第 9 号）では、地下水採取規制地域が定められている。佐賀県における地下水揚水規制基準は表 3.2-35、対象事業実施区域及びその周囲における地下水採取規制地域及びその区分は表 3.2-36 に示すとおりである。

佐賀市においては都市計画法市街化区域（旧大和町を除く）及び JR 九州長崎本線以南、白石町においては全域が、地下水採取規制地域に指定されている。また、福岡県では地下水利用についての規制地域は設けていない。

表 3.2-35 地下水揚水規制基準

吐出口断面積	手続き	ストレーナーの位置	
		イ	ロ
10cm ² 超え 21cm ² 以下	要届出	地表より 300m 以深	地表より 250m 以深
6cm ² 超え 10cm ² 以下	要届出	-	
6cm ² 以下	-	-	-

出典：「地下水の揚水施設設置の手続きについて（届出）」（佐賀県 HP、2021 年 6 月 30 日更新）

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00313731/index.html

表 3.2-36 地下水採取規制地域及びその区分

規制地域	区分	
	イ	ロ
佐賀市 (佐賀外環状線(県道旧小城北茂安線)以南)	・佐賀市都市計画法市街化区域 (旧大和町を除く) ・JR九州長崎本線以南	イ以外
白石町	全域	—

注1. 揚水施設の吐出口断面積は、一つの揚水機に吐出口が二以上ある場合は、その断面積の合計とし、一つの工場又は事業場に二以上の揚水機がある場合はすべての揚水機の吐出口の断面積の合計となる。

2. 吐出口断面積が21cm²を超えるものは原則設置禁止。例外として、他の水源からの水の確保が困難で、用途が消防・防災等に限定されたもののみとする。この場合は、別途手続きが必要となる。

3. 温泉法の許可を受けた揚水施設は届出対象外となる。

出典：「地下水の揚水施設設置の手続きについて(届出)」(佐賀県HP、2021年6月30日更新)

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313731/index.html>

7) 景観法の規定により定められた良好な景観の形成に関する計画など

対象事業実施区域及びその周囲において、景観法(平成16年6月18日法律第110号 最終改正：令和4年6月17日法律第68号)の第8条に基づき、佐賀市では佐賀市景観条例、柳川市では柳川市景観条例が策定されている。佐賀市及び柳川市は全域を景観計画区域に指定されているほか、区域内の一部を佐賀市では景観形成地区、柳川市では景観重点地区に指定している。

対象事業実施区域及びその周囲における指定状況は図 3.2-15 に示すとおりである。

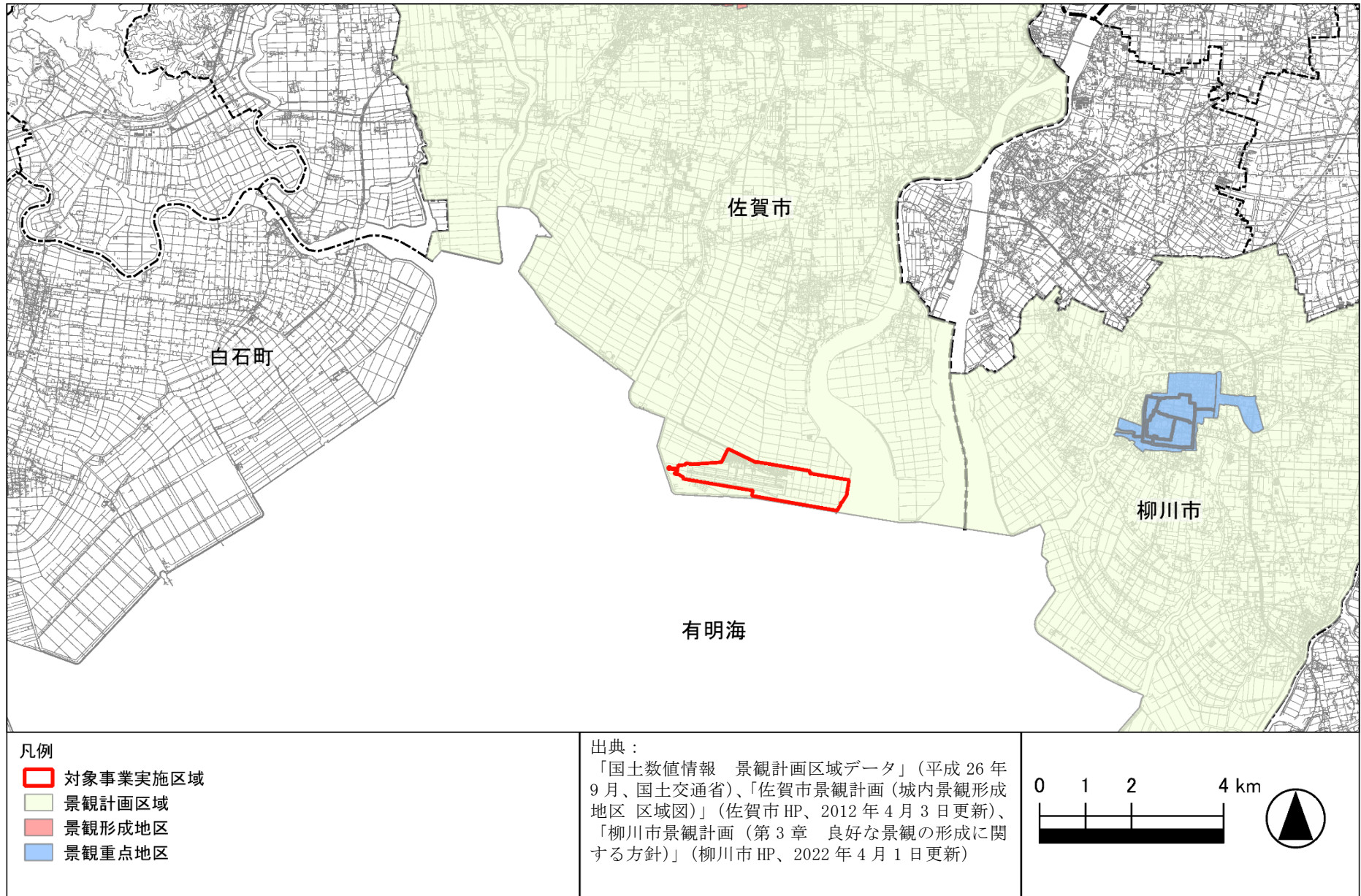


図 3.2-15 対象事業実施区域及びその周囲における景観計画区域及び景観重点地区